

令和5年3月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和5年3月6日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和5年3月6日 午前9時宣告

開 議 令和5年3月6日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産 業 振 興 課 長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 なし

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和5年3月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和5年3月6日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻です。ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順とします。

11番、松浦隆起君の発言を許します。

11番（松浦隆起君）

おはようございます。11番、松浦隆起でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目に、道の駅についてお伺いをいたします。

具体的には、道の駅に併設をする予定の遊具公園への取り組みについてお聞きしたいと思います。

現在道の駅については、7月の開業に向けて、順調に建設が進んでいるということをお聞きをしております。

先日、議員協議会において、道の駅、それからおもちゃ美術館について報告もいただいたところでありますが、私はこの会において、公園の進捗状況についても、あわせて報告をしていただけないかなと思っておりましたが、残念ながらその報告はありませんでした。私はこの公園の進捗状況、またその進め方に不安を感じているところであります。道の駅開業の7月と同時に、公園も開園するとなると、準備期間は5カ月もない状態であります。これに果たして間に合うのか、そして集客の核となり得る公園ができるのかと、そういった不安を感じているところであります。こういった点について、財団の代表理事でもある副町長とは、折に触れ、話をお聞きしてきたところでありますが、残された時間も本当に少なくなってきておりますので、改めて公園の進捗状況と進め方について、お聞きをしていきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが建設を予定しております公園は、道の駅の集客の核となる公園を目指しており、大型遊具を含めた遊具を設置することとなっております。その進め方の一つとして、霧生開遊具公園検討委員会を設置をしております。この検討委員会は、目指すべき公園の形を議論し、そして、設置する遊具を選定すること

を目的としていると、お聞きをしました。議会からは、齋藤議員、山本議員が委員となっております、私もPTA連合会の立場で出席をさせていただいております。

昨年の8月1日に第1回の会議が開催され、8月10日に現地に向いて調査を行いました。そして、10月24日に第2回の会議が行われております。ただこの10月の検討会以降、検討委員会が持たれておりません。こういった状況で、果たして間に合うのか、いいものができるのかと、先ほども申し上げましたが、疑問に思っているところであります。

検討委員会の中で、執行部の方からは、工期については、6カ月程度を想定しているという話がありました。そうだとすれば、7月にはもう到底間に合いません。また、公園の設計、遊具の選定については、コンサル会社に委託をしておりますが、その設計期間の納期も、2月末という話もお聞きをいたしました。設置が計画をされているふわふわドームの入札が1月31日に行われたこと以外、委員の1人である私にも動きが見えておりません。そういった点からも、果たして今どういった状況にあるのか、現段階の進捗状況と完成時期の見通しについて、まずお示しいただければと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、現在の進捗状況ですけれども、議員がおっしゃいましたとおり、第1回目の検討委員会につきましては、8月の1日に開催をし、10月24日に2回目の検討会を開催をしております。2回目の検討委員会の時に、第1回で、第1回での検討内容を踏まえて、当初予定していた予算内で可能となる具体的な公園計画について、御提案をさせていただきました。その時に、遊具の量や質、配置、不足している機能などについて御協議をいただきました。

皆様からご意見としましては、インクルーシブの要素が不足している、公園の近くにトイレが必要ではないか。幼児用のスペースがない。集客性のある遊具としてふわふわドームは設置する。土地の起伏を生かした構造があるほうが楽しいのではないか。工期や予算などの制約にとらわれすぎず、実施するほうがよいのではないか、予算を増額する見直しはできないのかといった御意見が、御意見をいただきました。

第2回の検討委員会以降、ちょうどいしました意見を反映させた

公園とするため、開発許可申請などの関連法令の整理、事業費の圧縮が可能な項目の検討、予算の調整、特定財源の検討、遊具の選定など、内部で協議してまいりました。また、検討委員会において、ふわふわドームにつきましては、設置することと決定しましたので、第2回の検討委員会後すぐに実施設計に着手し、1月末の入札を経て契約を締結しております。

今後のスケジュールにしましては、現在委託しておる、います設計内容をもとに、今月に第3回目となる検討委員会を開催し、委員の皆様にも再度、公園計画について御協議いただきたいと考えております。

整備に向けて進めているところではありますが、当初、道の駅の開業を合わせて、公園についても、営業開始すると予定しておりましたが、現在のスケジュールでは、年度内の年度内で12月末の年内の完成となる予定となっております。

なお設計委託業務に関しましては、管理も委託しておりますので、繰り越しをして実施することとしております。よろしく申し上げます。

11 番（松浦隆起君）

はい。今、経過を説明報告をしていただきましたが、完成時期については、12月という、めどでということでありました。事前に少し課長にお話しましたが、この数カ月間の進め方でいくと、油断をすると僕は12月も危ないんじゃないかなと思っておりますので、しっかりと取り組んでいただければと思います。

検討委員会でどういった議論がされ、どういった流れで、今日に至っているのか、先ほど課長からもお話がありました。少し話をしたいと思います。

先ほど申し上げましたが、検討委員会は、自治会長会の会長を初め、10名の委員で構成をされておりました。第1回の会議で、他にない公園を目指そうということが確認をされて、牧野先生が草花を差別なく、すべての草花を愛したように、すべての子供を受け入れる、そういうインクルーシブという考え方をもとのインクルーシブ遊具を設置したインクルーシブパークにしてはどうかということで皆さんの御意見がまとまって、そういった方向になりました。そして上段と、土地を見るとわかりますが下段、両方の敷地を使って設計するという事も確認をされました。そのほか、それぞれの立場

からさまざまな意見が多く出されました。そして、1度、現地もしっかり見た上で、意見も言いたいということで8月10日に集まって、その場でも、現地を見た上で、さまざまな意見が出されました。

この2回の会議の中で、多くの意見が出されたわけですがその中でも、皆さんが譲れない主なものとしては、まず公園用のトイレの設置、それから休憩施設としての東屋の設置、手洗い場などの水場、それから幼児用のサークル等で区切ったそういうスペース、高齢者や成人用の運動遊具の設置、それから大型複合遊具へのシンボリックな意匠、例えば、大きな遊具の上に桜のマークであるとか、牧野さんのマークであるとか、そういったものをぜひ、遠くから見てわかるようなものをつけてもらいたい。そして先ほどお話ありましたが、ふわふわドームの設置というものがありません。今挙げたものは、今回の公園には不可欠なものだというのが、皆さんの御意見であり、思いでありました。

そして、12月、10月24日に第1回、第2回の検討委員会が開催され、ABC社の3社から設計案が出されました。しかし残念ながらその3案とも、私としては、期待を裏切るようなものでありました。先ほど申し上げました各委員からの提案や要望が十分には生かされておらず、委員の方からはこの公園では保育園児や小さな子供ば連れてこられない、遊べない、そういう意見が出されました。3社から出された提案は、3社とも遊具が少なく、とても集客が望めるようなものではありませんでした。

その要因は2つあると考えております。

1点目が、先ほど課長の報告にありましたが予算であります。検討委員会の中でも、私も強く申し上げましたし、他の委員の方からも同様の意見が出されました。設計業者に示された予算の限度額が低いので、設置できる遊具がふわふわドームと大型遊具だけといえるような魅力に欠けるような、そういうものになっておりました。そういったことから、私からぜひ予算の増額をしていただきたいと申し入れをいたしました。

その予算とも関連するのが2つ目の要因とも考えられる、この進め方の問題であります。これはふわふわドーム等の少し特異な案件であるために、ご苦労されたことは十分承知の上で申し上げますが、通常、建設や公共工事などを行う際は、まず、一定条件の中で設計を行って、それによって出された設計金額をもとに入札を行い、工

事へ進むというものだと思います。そういう意味でいけば、この公園についても、公園の主要のコンセプト、また委員から出された意見も入れて、集客の核となり得る設計を行って、その上で設計金額をはじき出して、行っていく。それを、お金をかければいくらでもいい公園ができるというようなことではなくて、多くの子供や家族に遊びに来てもらえる公園にするのに、最低限どれだけの予算が必要なのか、その額を出すべきであったと思います。そして、その設計金額を出した上で、遊具の入れ替えなどを行って、最終の予算額を調整していけばよかったんじゃないかなと。

しかし実際は、そのいい公園を作ろうという公園の中身ではなくて、まずは予算を前提この金額でということによって業者に提示をしたために、その設計が行われて、本来は必要であろう施設や遊具などの多くが設置をされずに空白が目につく、遊具ではなくて樹木をいっぱい建てる、それで隙間を埋める、そういう設計になっておりました。残念ながら、結果だけ見れば、そう言わざるをえないものであります。ぜひ、今申し上げました2点について、今一度立ち返っていただいて、予算額の見直しと、みんなに来てもらえる、そういった公園の設計へと進めていただきたいと思います。

2回目の検討委員会が開かれたが、開かれてからすでに4カ月が経過しておりまして、きつい言い方もわかりませんが、公園建設については、目に見える形ではほとんど何も動いていない。そういった状態の4カ月間でありました。もしかすると、検討委員会には、報告のない中で、検討委員が知らされないような変更、抜本的なことがなされているのではないかなということも少し感じておりますが、先ほど、完成時期の見通しでお聞きしました。12月ごろと。それによれば、道の駅オープンをして多くのお客さんが訪れている横で工事が行われることになります。未完成のような状態の道の駅にお客さんが来る。少し残念だなと思いますが、また多くの来場が見込める夏休みも逃すことになってしまう。その点を考えれば本当に残念であります。ここから、もう過ぎたことを言っても仕方がないので、何が必要なかを考えていただいて、ぜひ巻き返していただきたいと思います。

例えば、公園の完成を待って、道の駅の、それで初めてグランドオープンというような大きなイベントを企画をしたり、公園の完成へ期待感を増すような仕掛けを、ただ、工事中というだけではなく

て、何かそういった仕掛けをしていただきたいというふうに思います。

そこで改めてお聞きしたいと思います。1点は、先ほどるる申し上げましたが、各委員の皆さんから出された前向きな貴重な提案を取り入れた上で、道の駅の集客に大きく寄与できるような設計を、改めてもう一度行っていただいて、その積み上げとして、工事費を出していただきたいと思います。もう1点は、その積み上げた設計を、金額をもとに、現在の予算額をぜひ必要な額へと、贅沢という意味ではなくていい公園をつくるための適正な金額へと増額をしていただきたいという点であります。この2点について答弁をお願いしたいと思います。

町長（片岡雄司君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。先ほど下八川課長のほうより、進捗状況につきましては御説明をさせていただきました。それでですねうち、執行部だけで勝手に進めているわけはありません。しっかりと委員の皆様には説明をするように、するようにしておりますが、今月中に開催をしております3回目の委員、検討委員会に当たりましてちょっとおくれたことは本当に申し訳ないと思っております。

現在、そして委員の皆様からいただきました御意見を反映した内容で、公園の計画を作成しているところでございます。工事費につきましては、想定しておりました予算では、委員の皆様、からいただいた御意見を十分に反映することが困難であると考えております。物価の高騰の影響によりまして、遊具等も高騰している状況と聞いております。

今回公園を整備するに当たりましては、来ていただく皆様に楽しんでもらえる、喜んでもらえる、また、次も来たくなる公園となるようしっかりと整備をし、していきたいと考えております。

予算等の見直しにつきましては、検討委員会でのご意見を踏まえ、執行部におきまして十分に検討し、整備の内容、そして事業費の見直しにつきましてしっかりと議員の皆様にもご説明をさせていただき、進めていきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

11番（松浦隆起君）

大事なところ1点だけちょっと確認したいですが、この予算額は

今の予算額から増額は、していただけるということでもいいですか。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えをさせていただきます。当然今の物価の高騰もありますので、満足する遊具を設置するに当たりましては、予算の、当初予定しておりました9千万の予算よりは上回ってくると思います。

そこら辺も慎重に精査しまして、議員の皆様、委員の皆様にも説明をさせていただきます。賛成を、了解をいただけることで進めていきたいと考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

建設のときには、多額な予算になったとしても、もうこれ、道の駅1年、2年でやめるわけではないので、10年、20年、その先を考えてしっかりとしたもの、作っていくことが、長い目で見るということになるんじゃないかなというふうに思います。

今月策定委員会を持っていただけるということですが、そこで示されてまたもう一度見直し等も多分入ってくると思うので、できるだけ短いスパンでやっていく方がいいのではないかなと。図書館の基本計画の委員会等も、その委員会が出された案をもう一度もんで、また次に会をとってという形で、丁寧に仕上げていきましたので、ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

この道の駅の計画については、窓口はこの基本計画の策定委員会のところから、参加をさせていただいておりまして、もともとこの道の駅、道の駅の計画の中にこの遊具公園という計画はありませんでした。で、基本計画を考えていく中で、集客を考えたときには、おもちゃ美術館とともに、外でも遊べる大型遊具を設置すべきだという意見も言わせていただきました。同じく、委員としてその委員会に出席をしておりました岡村議員からも、ふわふわドームの設置の強い要望があり、他の委員の方からの賛同の意見が出され、遊具の設置が決まりました。ただ当初は、道の駅の建屋の南側の広場に芝生広場に設置をする考え方でありました。

しかし、道の駅の集客力の強化のためには、ふわふわドームを含めた大型遊具をしっかりと設置をして、子供たちが遊びに行きたい、また、親が連れてきたいと思えるものにする必要があるのではないかと、土佐市の新居緑地公園や香美市の秦山公園のような、それに近づくような、そういった多くの家族訪れる公園を目指すべきだということを今までお話をしてまいりました。そういった中で、広

場ではなく、別途しっかりとした遊具の公園を設置する方針を立てていただいて、今に至ってるわけであります。その経過の中で、再三申し上げてきたのは、中途半端なものを作るなら、初めから作らないほうがいいと。作るなら、しっかりと集客の核となるものを作るべきだと。ぜひ、本格的な公園にしようとした時点でしっかりと立ち返っていただいて、公園建設を取り組んでいただきたいことを、お願いをいたしましてこの質問については終わらせていただきます。

2点目に、少子化対策についてお伺いをいたします。具体的には、不妊治療において、保険の適用を受けられる治療と併用できる先進医療への助成を行う取り組みについてお伺いをいたします。

先月28日に厚生労働省が公表した人口の動態系の速報値によりますと、年間の出生数が79万9,728人となり、前年と比べて、4万3,169人減少し、1899年の統計開始以来初めて80万人を割り込み過去最小となりました。国立社会保障人口問題研究所が2017年に公表しました将来推計人口によると、外国人の方を含む出生数が、80万人を下回るのは2033年と見込まれておりましたが、その想定を大きく上回るスピードで少子化が進んでいることが明らかになりました。

国の想定を上回るペースで少子化が進んでおり、社会機能の維持が懸念をされております。こういった状況を踏まえ、政府も、従来と次元の異なる少子化対策に取り組む姿勢を示しております。この少子化対策は、子育て世帯の優遇策ではないと私は思っております。子供は未来の夢と希望であり、また、医療や年金、介護の大事な支え手であります。そういった観点からも、少子化対策は喫緊の課題であり、最優先で取り組むべき大事な取り組みであります。

本町においても、数多くの少子化対策、子育て支援策を行っていただいております。県下に誇るべき取り組みを行っていただいていると、常々、そして強く感じております。職員の方にも感謝をしているところでもあります。

本日お聞きいたします不妊治療につきましても、本町では、一般不妊治療への助成を数年前から実施をしていただいております。この取り組みは、今でこそ、県下で幾つかの自治体に取り組んでおりますが、私の認識では、県下で最初に取り組んだのは、本町であり、本町の取り組みから、県下に広まったと思っております。そういった点を見ても、本町は少子化対策にも真摯に取り組む、県下をリー

ドする、そういった取り組みをしていただいております。本日お聞きいたします取り組みは、不妊治療をさらに一步前へ進める大事なものだと思っております。

昨年の4月より、婦人不妊治療の保険適用の範囲が高額な治療費がかかる体外受精、顕微授精などにも拡大をされました。これによりまして、経済的な負担が軽減し、治療を希望する人が増加する中、さらなる支援の取り組みとして、保険の適用を受けられる治療と併用できる先進医療への助成を、進める自治体が増えてきております。

通常、保険適用対象の治療と対象外の治療を組み合わせで行うことは、混合診療とされ、保険がきかず、全額自己負担となります。その例外となるのがこの先進医療でありまして、保険が適用される治療については3割負担のまま、それとあわせて受けられる先進医療分は全額自己負担ということであります。

不妊治療では、体外受精などの成功率を上げる技術や失敗の原因を探るための検査などが先進医療として認められており、受精卵が順調に育ってるかを評価するタイムラプスや、子宮内の細菌の状態などを調べる子宮内細菌総検査など、現時点で11種類の治療技術が、一部の医療機関で受けられます。複数の先進医療を実施する東邦大学医療センターの片桐教授は、この先進医療の利用により、妊娠につながるケースも多いと言われております。

例えば、体外受精で受精卵を2回移植し、妊娠ができなかったご夫婦の例では、受精卵の移植の時期が子宮内膜の着床時期に一致しているかどうかを評価する検査を行ったところ、着床に適した時期が、一般的な時期よりずれているということがわかり、移植のタイミングを変えることで、子供を授かることができました。

教授によりますと、先進医療は保険適用の不妊治療を数回行って、妊娠につながらなかった人が利用するケースが多く、施設によって違いはあるが、不妊治療を受ける人の3割程度が先進医療を利用しているのではないかとこのように言われております。ただ、全額、全額自己負担であるこの先進医療は、10万円以上かかるものもあり、4月からの保険適用の拡大で治療を受ける人が増えている。負担軽減のもとに、効率の良い治療が提供されることが重要だと、この教授は言われております。冒頭でも申し上げましたが、こういった現状の中、保険の適用を受けられる治療と併用できる先進医療への助成を、始める自治体が増えてきております。

埼玉県戸田市では、昨年12月から、不妊治療の経済的負担を減らすため、費用の一部助成を行っております。体外受精や顕微授精など、保険適用の不妊治療と併用できる先進医療について、1回15万円を上限に、費用の7割を助成しており、また申請に必要な証明書に発行にかかる費用も上限内であれば、全額補助をしております。厚生労働省が認めた11種類の先進医療で適用されると、助成回数は不妊治療の保険適用と同様に、女性が39歳までなら、子供1人に6回まで。40歳から42歳までは、3回までとしております。

私は、少子化対策、そしてそのあとに続く子育て支援策の中で、中で、不妊治療への支援が一番大事な取り組みという考えを持っております。少子化対策の中でも入口となる支援だと思っております。その意味からも、今日取り上げました、先進医療へ助成を行う取り組みをぜひ検討し、行っていただきたいと思っております。この点についてお考えをお伺いをしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。この松浦議員がおっしゃっておりますこの先進医療の取り組みについてですけれども、まず、先ほどもいろいろお話をされました通り、この少子化対策ということをとってみますとまさにですねこの不妊治療であるとか、こういった、先ほど松浦さん、議員がおっしゃった取り組みについてはですね、本当に少子化に歯止めをかけることが目的であるというふうに考えております。佐川町においてはですねこれまで、松浦議員の提案のもとにですね、こういった不妊治療の助成についてですね積極的に特に取り組んでまいりました。

この先進医療の現状でございますけれども、先ほどおっしゃいました通りに、今はですね、11の技術があるというふうに言われております。いろいろな東京都、県外ではですね、東京都初め長野県であるとか、三重県であるとか、石川県であるとか、京都府、それぞれですね、他の都道府県では、助成をしている自治体がございます。

しかしながらですね、この高知県の現状、医療の現状でございますけれども、高知県でこういった先進医療、不妊治療に関する先進医療、これを受けられる医療機関が現時点ではないというふうに認識をしております。そういったいわゆる医療の環境整備といいますか、今現状ではですね例えば佐川町の町民の方がそれに望まれても今は県外でしか受けられないという現状がありますので、そういっ

た望む方がですね不便なく、県内で医療、先進医療を受けられるように、まず、医療体制のことで言いますと、高知県のほうの考えも大事になってきますので、高知県のほうにも相談をさせていただきながら充実を図っていただきたいというふうにまずは考えております。

その上でですね、あわせてこの助成制度につきましてですが、この創設につきましては先ほど申しました通り、他の県の助成制度の内容、それから実績等をさらに調査いたしまして、この助成制度につきましても、できれば、高知県のですね、考えも聞きながら、まず検討を始めていきたいというふうに考えております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

はい。るる報告をしていただきました。助成については、状況を見ながら、実施に向けての検討もどうなるかということをしていただけるということでありました。

高知県内には今そういった治療ができる病院がないと。そういう中で、私質問したのは、不妊治療は本当に苦労されてる方は、県外へ行かれております。私の近い知り合いの方も、県外へ。県内でだめなら県外のあそこがいいという病院を求めて行っております。ですからそういうことも含めて、県内だけじゃなくて県内に病院がないから、助成はできないんじゃないかと、県内であれ県外であれ、そういった治療を受けた方には助成をしましょうと、そういう前向きな取り組みをぜひ進めていただきたいと思いますが、もう一度答弁お願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

まずは県内の医療の体制の整備につきましては、これは先ほど申しました通りに、不便なく、こういった医療体制が、の提供ができるということは大事だと思いますので、それは関係機関のほうにもですね要望なり、させていただきたいというふうに考えてます。

そういったこととあわせて、佐川町においても、制度の研究等を進めましてですね、そういう制度のあり方、こういったものを高知県と相談をさせていただきながら、他の市町村も巻き込みながらですね、検討していきたいと考えております。

11 番（松浦隆起君）

ぜひその県内に医療機関がないということにとらわれず、このこ

とに限らず、いろんな医療機関へね、いろんな病気でかかられてることはわかると思いますが、県外で、その道ではその病院がその先生がいいとなれば県外へ行きゆうわけです。相当の方が。だから県内にないから、助成は、ですよと、いうことのハードルはなくしていただいて、課長が言われるように、県内のそういった不妊治療の医療体制を向上で進めてもらいたい。というのを、自治体から願うのはどんどんしていただいたらいいと思います。

それとは別に、本町の助成制度としては、どこで治療を受けたとしても、この佐川の未来を作る子供さんを育てる、そういった助成制度をしっかりと作っていきたいと、いう姿勢で検討していただきたいと思いますので、もう一度答弁してください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。これまでですね佐川町においては、この不妊治療に関しては積極的な取り組みを進めておりますので、その姿勢で対応していきたいと思います。

11 番（松浦隆起君）

担当課の方が十分やっただけでいいことはわかった上で、それをあんまり壁にされると、前へ進めないで、課長の答弁がまずは県内の医療がありませんからというところで止まってしまうと、この話は進まない。県外に治療に行かれてる方が、そう、結構一定数おられるということをしっかり理解していただいて、この不妊治療はどういったものかということをもう一度認識していただいた上で、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

この不妊治療というのは、前にも言ったことがあります、この費用負担というこの経済的な問題で、断念せざるをえない方も現実におられます。私の知り合いの方も、途中で断念をしました。この不妊治療への保険適用が始まったことで、ようやくこの治療を希望する人が、希望が見えて、継続する、できる、ようになり始めました。

今日お聞きしましたこの取り組みは、もう一步支援を前に進める。やる限りは徹底してやっていただきたいと思いますので、冒頭でも触れましたが、このコロナ禍の影響もあって、少子化人口減少が一層進んでると言われております。本町においては、冒頭にも言いましたが、職員の皆さんのご努力が本当にあって、この少子化対策、子育て支援策が、他の町には負けない取り組みが進んでおります。

佐川町の未来をつくる、この取り組みについて、最重要課題と位置付けて、ぜひ前向きに、引き続き検討していただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

それでは、3点目に带状疱疹ワクチンの接種に対する助成についてお伺いいたします。先ほどは少子化対策について質問させていただきましたが、この質問は中高年、まさに私やそれから高齢者の方、等への年齢的な支援についてお聞きいたします。

昨年の12月定例会におきましても、子育て支援策と高齢者の支援策の両方お聞きしました。子育て支援策としては、入学祝い金や出産祝い金、また高齢者の支援としては、補聴器購入への補助を行う取り組み、そういうものをお聞きをしまして、町長からは、前向きに検討していくという答弁もいただいております。ぜひ、こちらも積極的に取り組んでいただければと思います。

それでは、具体的な質問に入らせていただきますが、加齢とともに発症のリスクが高まり、中高年に多いとされている、带状疱疹の予防ワクチンの接種に対して助成を行う点についてお伺いしたいと思います。

誰もが幸せに暮らすために健康であることはとても大きな要因であり、この健康寿命の延伸と、不健康な期間の短縮や予防は極めて重要な課題であります。ただ、長生きするだけではなくて、生涯を通して、元気で充実した生活を送れるようにと、このコロナ禍の中で、多くの方が願っていることではないかと思っております。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、長い名前の法律ですが、この中で、健康に関して、人口の高齢化が急速に進展する中で、健康寿命の延伸により、長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康で、年齢等に関わりなく、働くことができ、持てる力を最大限に発揮していけることができる環境の整備等に努めることや、健康の維持増進、疾病の予防及び、早期発見を積極的に促進することというのがうたわれております。

そこで、病になってから治療するのではなくて、病を未然に防ぐという観点から、带状疱疹予防へのワクチン接種に対しての助成についてお伺いします。

子供のころ、水疱瘡にかかった記憶のある方もおられると思います。水疱瘡は一度かかって、治った後、実はそのウイルスは体の中

の神経節に生涯隠れていて、加齢によって免疫力の低下や疲労や過労やストレスが引き金となって再発症するということがあり、それが帯状疱疹と呼ばれると言われております。この帯状疱疹の原因となるウイルスは、日本人の成人の90%以上の体内に潜んでいて、50歳を境に発症率は急激に上昇し、60歳から80歳でピークを迎えます。この中にも、もうすでに、そういったウイルスを90%以上持たれて、帯状疱疹を発症された方もおられるかもわかりません。80歳までに約3人に1人が帯状疱疹になると言われております。

昨年、私の知り合いの方もこの帯状疱疹を発症しまして、本当に痛いということをおっしゃって、時期が過ぎても、まだ今もまだ完全に痛みがおさまっていないと、時折痛むということをおっしゃっております。

1997年から宮崎県内で実施しているこの帯状疱疹の調査において、50歳以上に多いことが明らかになりまして、さらにこの10年で20代から40代の、発症率も増加傾向にあると、過去に1度感染して免疫のある人はその後の自然感染によって免疫が増強されるという、ブースター効果というのが出られるようですが、皮肉にも、皮肉という言い方おかしいかもわかりませんが、1歳以上3歳未満の子供を対象にした、水痘ワクチンの定期接種がそれによって水疱瘡にかかる子供が減りました。水痘帯状疱疹ウイルスに再びさらされる機会が減ったことで、その効果が弱まったことも原因の一つだというふうに、専門家の中では考えられているそうです。

帯状疱疹は、体の右か左かどっちか片方、一方で、最初はピリピリちくちくとさすような痛みがあり、夜も眠れないほどに激しい場合があります。私も、帯状疱疹とは、厳密には違うようですが、ヘルペスにかかったことがあります、ものすごい痛みで、本当に夜も寝れないのは2日間ほど過ぎましたが、帯状疱疹と兄弟のような病気ですけれども、後遺症があると。何年か経ってもまたすぐ病気が起きるってみたい病気ですが。この帯状疱疹は、赤い斑点と小さな水ぶくれが神経に沿って、帯状に現れることから帯状疱疹と名付けられています。神経が損傷されることで、皮膚の症状が治った後も痛みが残る。3カ月以上痛みが続くものを、帯状疱疹後神経痛、いわゆるPHNというようですが、焼けるような、締め付けるような、そういった痛みでズキンズキンと、そういう痛みが特徴であります。

帯状疱疹を発症すると、強烈な痛みで日常生活が困難になって、

3、4週間ほどで、皮膚上症状がおさまっても、50歳以上のかかった方の2割にこの神経損傷による痛みが続く、先ほど申し上げました神経痛PHNになる可能性があり、生活の質の低下を招くと。

また帯状疱疹があらわれる部位によっては、顔面神経麻痺や目の障害、難聴、耳鳴り、目まいなどの後遺症が生じることもあります。

帯状疱疹ワクチンは、日本では、厚生労働省により、2016年3月に、50歳以上のものに対する帯状疱疹の予防として、効果効能が追記をされ、2016年から、水痘生ワクチンに加えて新たに、2020年に不活化ワクチンが使用開始となっております。生ワクチンに比べると、予防効果が高く、効果が長時間持続し、がんや膠原病など免疫が低下している人でも接種できる点が、優れていると。帯状疱疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても、軽症で済み、後遺症の予防につながるというふうにされております。

ただこの帯状疱疹にワクチンがあるということが知らない方も今、たくさんおられますので、その点を広報も大事になってくるのではないかと思います。

先ほども申し上げましたがこの帯状疱疹の発症率は50歳を境に急激に上昇し、60代から80代でピークを迎えます。高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることはとても大切なことであり、また高齢になってからの強い痛みはとても苦痛であります。しかしこの帯状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8千円程度で不活化ワクチンは1回2万2千円程度と高額でしかもこの不活化の方は2回接種しなければなりません。そのため接種をちゅうちょされる方も少なくないとお聞きをしております。そういった状況を踏まえて、この接種費用に助成を行う自治体が全国的に増えてきております。

岐阜県の海津市では、50歳以上の人を対象に、帯状疱疹ワクチンの接種費用を助成しており、生ワクチンは1回当たり4千円。不活化ワクチンは1回当たり1万円を上限に助成をしております。また、埼玉県的美里町でも50歳以上が生ワクチン、不活化ワクチンを接種する場合、1回1万円を上限に、費用の2分の1まで助成をするという事業を行っております。

先ほど少し長く説明をしましたが、ぜひ本町においても町民の皆さんの健康を守るという観点から、帯状疱疹ワクチン接種の助成をしていただければと考えますが、この点についてお聞きをした

いと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この带状疱疹につきましては先ほどですね、松浦議員のほう詳しく御説明をしていただいた通りでございますが、このワクチンの現状ですが、今、国のほうではですね、予防接種法上の任意接種ということで、位置付けられております。で、個人の判断でですね自己負担により、接種していただくワクチンということで、おおむね単価はですね、先ほどおっしゃっていただいたように、1万円から2万円ぐらい。1回ですね、ワクチンの種類によりますけれども、かかるということでございます。

この助成の制度につきまして県内でどっかやっているかというところで、調べてみますと、三原村のほうがやっております。これは平成25年からということです。結構長い期間、今もやられておりますが、県内ではこの三原村のみ実施をしていると。で、65歳以上の方に、全額助成でやっているという方を情報をもらいました。この佐川町についてはですね現時点で助成を行う予定ということは、考えておりません。

ただ、このワクチンについてはですね今のですね結構最近は国のほうですかねそのCMでも、この带状疱疹のワクチンのCMが流れる。私も見るのが、ありますけれども、そういったこともありますでしょうか。この定期予防接種がですね検討しているこの厚生労働省のワクチン分科会においてですね、今、審議が継続中であるということでございます。

期待される効果、その導入年齢に関しての議論が継続しておりますので、その国の定期予防接種化に向けてのですね、動向を注視しながら、県内自治体とも、こういった情報交換をさせていただきながらですね、必要に応じては、検討の導入の検討はしてまいりたいと思います。以上です。

11番（松浦隆起君）

はい。今、課長言われたように国では定期接種に向けての、その分科会での検討というか議論がされている。でもすぐに、開始になるかといえば、それはなかなかすぐにはならないと思います。もし決まったとしても、その間は、行われなわけですよ。なので、本町として、高齢者の方のそういった負担を減らす、元気でいてもらえる。そういった観点から、ぜひ判断をしていただきたいと。で、国

の定期接種化を待つのではなくて、定期接種化になれば、それはいらなくなるでしょうし、ぜひそういった観点で検討をしていただきたいと思います。

先ほど課長言われたようにCM等でも言われており、このコロナ禍の中で、帯状疱疹にかかる方が増えてきております。私も先ほど言いましたように私の周りでも増えてきている。そういった現状を考えると、国のそれを待ってという、佐川町民の健康を守るのは、佐川町の仕事でありますから、ぜひそういった観点で、先ほどの不妊治療と同じようになりませんが、ぜひ町としての判断で検討していただきたい。周り、周りのことを見るのも大事かも知れませんが、すでにやってる自治体があるわけで、そこの首長なり担当課長はどういった判断で始めたのか、国の定期接種化等を待っていたわけではありませんから、ぜひそういったことなしに、検討していただきたいと思いますが、今日は何回も求めますがもう1回答弁お願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。佐川町においては現時点では助成を行う予定はございません。県内の自治体の動向を見ながらですね考えていきたいと思っております。以上です。

11 番（松浦隆起君）

助成を行う予定はないとはっきり断言されましたので、もう一度言いますが、私たち議員はそれぞれの声をいただいてこの場で質問している。まずそれが必要なかどうか、私が通告して、何日かありました。その中で、予定はないと言い切るのであれば、我々は質問をする必要がない。

しっかりと検討すると、本当に必要なかどうか、そういう時間をとって検討するということがまず大事だと思いますが、それを、もういいでしょうという形で予定はありませんって、言い切るっていうのは私はちょっと答弁としてはどうかと思いますが、これが何回も質問をして、何回も話を議論した上での今の答弁ならわかりますが、今回初めて質問をして、今そういった希望する方が増えてる、罹患する方が増えてる中で、もう少し深く検討するという姿勢があっただけいいのではないかと思います。再度答弁をお願いします。

町長（片岡雄司君）

松浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。先ほどうちの

岡崎課長のほうからも、説明をさせていただきました。また松浦議員のほうからも御説明がありましたが、このワクチンにつきましては、生ワクチンで8千円、接種回数1回、そして不活化ワクチンについては、2万円程度2回の接種が必要であるということで自己負担も本当に高額となっている状況と聞いております。

それで带状疱疹は80歳まで3人が、に1人が罹患すると言われておりまして激痛も続くとても辛い病気であるということは私自身も認識をしておりますし、コマーシャル等でも、現在やられておるところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種もそうですが、感染症対策として、ワクチン接種しやすい環境を整えるということは、町民の皆さんが健康で健やかな毎日を、過ごすために有効な手段であるとは、私自身も考えております。

岡崎課長から答弁させていただきました。現在のところはまだ計画はしておりません。しかし、国とか県の動向を注視しながら、しっかりと足並みをそろえると言うと、まだ松浦さんに叱られるかわかりませんが町としてですね、どう、状況をよく研究し把握しながらですね、進めていきたいと考えておりますので、現在のところは、直ちに来年度からやるというような状況ではありませんので、その辺ご理解をよろしくお願いいたします。

11 番（松浦隆起君）

国が定期接種化に向けて動いているというのはどういうことかわかりますか課長。これはそれだけ多くの方が罹患をし始めてきている。そういう状態だということです。だから、ただ、定期接種化になるのにはハードルがあって、なかなかそう簡単にじゃあ半年後になるかっていうと、なかなかそうはいかないんじゃないかと。だからその間、町民の健康を守ると、そういう姿勢が私は必要なんじゃないかなと。

現時点では予定はしないけども、しっかりと検討、動向を見据えてという町長答弁いただいたので、もうこれで収めますが、しっかりその町としての、どう町民の健康と命を守るのかという視点で、検討していただきたいと。国の定期接種化があるからいいでしょうじゃなくて、国の国が定期接種化を検討してるというのは、なぜそうなのかということを考えていただかないと、町の皆さんの健康と命を守っているものとしては、私はもう少し検討していただきたい

いということ、先ほど町長が答弁いただいたんで、あまりもうしつこくというのはやめますが、もうぜひ真摯に検討していただいて、町民の命と健康を守るそういった取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで以上、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で、11番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時10分

議長（西森勝仁君）

休憩に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を続行します。

9番、坂本玲子君の発言を許します。

9番（坂本玲子君）

おはようございます。9番議員の坂本です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目、豪雪災害及びそれへの町の対応についてお伺いします。

昨年12月の豪雪で多くの被害が出ました。多くのご家庭では、雪の重みで屋根や、といに被害を受けました。その中でも特に佐川町の主産業である一次産業への影響は大きく、農業用ハウスが損壊するなどの被害が出ています。高知新聞でも、その被害の大きさが何度か報道されました。

また、交通手段も絶たれ移動できなくなったとき、町職員の方はもちろん、消防の方や土木事業者の方々が道路の復旧に尽力してくれました。被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げます。また、被害からの早い復興を願ってやみません。

すみません、マスクですがここは構いませんか。苦しいので、すみませんマスクをのけさせていただきます。

さて、その農業部門の被害について、町長の行政報告でもありましたが、被害の状況や町の動きについて聞いていきたいと思っております。

農業部門の被害額、被害農家数はどうなっているかお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、豪雪被害の農業被害額と被害農家数について御説明いたします。

被害内容につきましては、高知県の発表資料によるものとなりますが、佐川町の振興作物であるイチゴ、ニラ、ピーマン、トマト、お茶において、作物被害とともに、園芸用ハウスの施設被害があります。

作物の被害面積は4.5ヘクタール。施設の被害面積は、本体と被覆資材を合わせて7.1ヘクタールとなっております。被害面積の合計は11.6ヘクタールです。

また、作物被害は、7,545万9千円、施設被害額は1億4,239万4千円となっており、被害額の合計金額は2億1,785万3千円となっております。

被害農家数につきましては、産業振興課で調査や問い合わせをしたことで把握しているものとなり、施設被害の件数のみとなりますが、振興作物については27件、その他の野菜や水稻などについては、9件の相談と報告が入っております。以上です。

9番（坂本玲子君）

ありがとうございます。特にですねイチゴ農家の被害が大きく、約7割の施設が被害を受けたとお聞きしております。その復興のために町は、素早く動き、3月補正予算でさまざまな対応策を出しています。

その施策を出してきた理由、目的は何でしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

御説明いたします。昨年12月に発生しましたが、過去にない、過去に経験のないほどの大雪により壊滅的な被害を受けた、佐川町の基幹産業である農業を守る。中でも、一定の規模、規模の生産等がある振興作物の産地として、維持し、継続させていくということを目的として支援策を提案させていただいております。

高知県下トップの生産量を誇るイチゴを始め、甚大な被害に遭った園芸用ハウスを復旧し、各種農産物について、迅速な産地の復興、復旧に努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

9番（坂本玲子君）

詳しい補助の内容についてお伺いしたいと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。支援策である農家の皆様への補助事業について御説明いたします。

支援策につきましては、被災した園芸用ハウスの復旧に必要な事業費の一部について補助金を交付することを考えております。補助事業は、大きく二つの事業に分けて実施することを考えており、県の補助事業である高知県園芸用ハウス整備事業の活用と、県事業の採択要件に適合しないハウスについては、佐川町単独の補助事業を実施いたします。

まず、県補助事業につきましては、高知県園芸用ハウス整備事業の町補助率の取り扱いを、通常と変更して実施することを考えております。本来であれば、市町村の補助率は、事業区分に応じて、3分の1から8分の1であるところを、今回の雪害からの復旧に関する事業に限り、町補助率を2分の1とし、農家の皆様の負担を軽減したいと考えております。

次に、町単独補助につきましては、解体と再構築に関する補助金を準備しております。ハウスの解体費用については、高知県園芸用ハウス整備事業の補助対象外であるため、ハウスの解体費を負担します。また、保険に未加入といった理由により、県事業の採択要件に適合しないハウスに対しましては、補修や再構築に必要な部材代や設置費を負担をします。

なお、補助率につきましては、振興作物については2分の1、その他の作物については4分の1として考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

いろんな補助を考えていただいておりますが、町はふるさと納税、ふるさとチョイス、楽天市場などで寄附を集めています。今までどれぐらいの人がどれぐらい寄附をしてくれているのか、お伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。寄附額、件数については、2月末時点となります。行政報告と一部重複しますが、まず、ふるさと納税の豪雪災害支援枠として、返礼品のないふるさと納税が、寄附件数311件、寄附額336万8,763円となっております。

次に、返礼品がある、通常のふるさと納税をされた方で、用途の目的で災害支援を選択していただいた方が、寄附件数1,092件、寄附額2,175万1千円となっております。

また、ふるさと納税以外の寄附募金としまして、212万676円の御寄附をいただいております。以上です。

9番（坂本玲子君）

全部の寄附を件数を数えると、約2千件、多くの方の心温まるご支援に感謝したいと思います。

被災者の方にお伺いしますと、今回、町職員の方々が素早い対応をしてくれたことに非常に感謝をしておりました。また、そのおかげで、自分たちも農業を続けることができると、そういう感想の方もおいでます。

町職員の仕事は、住民の暮らしを守ることが基本です。今回の対応は、担当者が親身になり、素早く対応できたこと、町長、課長はもちろん、町が一丸となって、その対応施策を実現させました。このことは自治体労働者の模範になりうるような行動であったと思います。これからも、町長はもとより、職員が一体となって、住民に寄り添った施策を充実させていって欲しいと思います。そんなまちなら佐川で住みたいと思う人が増え、人口減少にも歯止めをかけられるのではないのでしょうか。

実は褒めました、この施策の一部に私は不満があります。町独自の部材補助や撤去に対する補助金で大きく農業を展開しているイチゴ、ニラなどの主要振興農作物生産者には2分の1の補助が出ますが、米などその他の作物を栽培している場合は、補助率が4分の1となっています。もちろん、主要作物を作っている方に補助をするのに、異存はありません。今回の災害で、4分の1補助に相当する方が9件ほどいると聞いています。この方たちも、2分の1補助にすべきだったのではないかと考えています。

佐川町には、何とか土地を荒らさないために、高齢の方や仕事を持ちながらも農業を続けている、いわゆる小規模の農家の方もたくさんおいでます。お米を作ってもマイナスしかならないのにです。この方たちのおかげで、佐川の農地は守られています。

2020年度の農家数は725戸。販売農家数は456戸、この補助で救われたのはその一部でしかありません。今回の補正予算は、緊急のものでしたので、反対するつもりはありませんが、そういう小規模農家を持続できる施策の展開もお願いしたいと思います。それについてお伺い、考えをお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。まず、先ほど御説明しましたとおり、補助金の補助率につきましては、振興作物については2分の1、その他の水稲や各種野菜の育苗ハウスについては4分の1としております。

大雪のあった昨年の12月には、被災直後から、被害のあったイチゴ、ニラ、トマトやピーマンなどの振興作物の生産農家の皆様から、被害の報告が多数あり、これらの振興作物の復旧支援を目的に、現地調査、制度設計を開始いたしました。

制度設計を進める中で、振興作物以外の作物にも被害があるという報告が寄せられ、被害状況が明らかになる中、振興作物に限らず、今回被災があったすべての農業用ハウスを対象に、補助をするという制度設計をすることになりました。

補助率の検討過程では、すべてを2分の1にということも議論をいたしました。今回は、町が振興する作物として積極的に支援しているもの。通常の園芸用ハウス等で補助率に該当するようなものに関しては、それと、それ以外のもので区分を設定することにいたしました。

今回は、区分を設定した施策を提案させていただいたところですが、振興作物以外の生産農家の皆様も、佐川町の農業振興に寄与し、農村環境の維持保全といった重要な役割を担っていただいていることは十分承知しております。

振興作物以外の農家の支援も同様という貴重なご意見をいただきましたので、もし今後同じようなことが、災害が起こった場合に、起こらないこしたことはないんですけども、起こった場合には、今回いただいた御意見や、その時の状況を踏まえて、検討したいというふうに考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当にですね振興作物を作っている方はいろんなところに補助金があります。けれども本当小規模で作っている方は、それをどれにも該当しない。本当に何とか農地を守りたいという思いが大きいと思いますので、そういう方たちを大切にしていきたいと思えます。

町民の方に、この災害について実情をお伝えしますと、これほど新聞でも取り上げられているのに、実情、実情や寄附のことを知らない方が多くいました。少しでも支援したいと思っている方は、町

内にもいると思います。ふるさとチョイスではスマホなどでやらなければならないので、高齢者には壁があります。産業振興課で現金の納付もできることや、あったかや集活で募金箱を設置していることをお知らせすることも必要かと思います。丁寧なお知らせを、どうぞよろしくお願いいたします。

1 点目についての質問はこれで終わります。

2 問目に移りたいと思います。学校給食と農業政策を関連づけてお伺いしたいと思います。

ロシアがウクライナに侵攻してから、生活に関わる値上げラッシュが止まりません。電気料がびっくりするほど高くなった。ガス代もひどい。食料品も 1.5 倍になった。まだまだ値上げが止まらない勢いです。

その中で今回は農産物について考えていきたいと思います。

日本の食料の自給率は、1965 年には 73% だったのが、2019 年には、カロリーベースで 38%。国は 45% を目標としていますが、下がる一方です。輸入に頼っていると、今回のような、戦争であったり災害であったりで、外国からの輸入が止まってしまった場合、食べるものがなくなり、多くの国民が困ります。今回の食料品の高騰は、主にロシアのウクライナ侵攻と円安で加速されています。このほかにも、大規模災害や異常気象で、不安定要素はたくさんあります。

また、SDGs、持続可能な社会をつくっていくためにも、今の状況は望ましくないのです。こと、望ましくないことは、皆さんが十分御理解していることだと思います。日本の食料自給率を上げることは急務であります。国を挙げて、食料の自給率を上げる努力が必要です。ところが、日本は米が余っているとして、減反を指導しているにもかかわらず、日本の生産量は約 770 万トンですが、外国から 77 万トンもの輸入をしているのが現実です。

酪農農家の場合のお話をしたいと思います。2014 年、バター等の不足で、国は増産をするため補助金を出しました。農家は借金を抱えながら、設備投資をしました。ところがコロナの影響で、給食に使う牛乳が減少、外食自粛でさらに減少。トウモロコシの高騰で使用費が 1.5 倍に高騰。生産者は牛乳、牛乳 1 キログラム当たり 30 円の赤字が続いていると聞いております。それだけでなく、子牛の値段が 1 頭当たり 13 万円ぐらいだったそうですが、それが千円にまで落ちているということです。生乳の供給過剰になり、2022 年 12 月、国

は殺処分、牛を殺すということで、一頭 15 万円の補助金を出すということですが。

わずか 9 年で方向転換、コロコロ変わる政策、酪農を守るという観点は見えません。生き物を育て、慈しむ。その思いをどう考えているのでしょうか。そして、酪農を廃業する農家が増えています。

ところが国は、酪農農家には 14 万トンの減産を指導しながら、輸入は生乳換算 13.7 万トンとしているのです。もし、輸入をしなければ、そして酪農を振興する形で手厚く保護すれば、今のままで生産を続けられます。農産物輸入超過が 1 兆円もあるのです。

佐川町は、この酪農の危機にどう対処するつもりなのか、国のそういった施策をどう思っているのか、町長にお伺いします。

町長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。日本の食料自給率を上げるとなれば大変大きな問題になりますが、佐川町内での地産地消を心がけまして、日ごろから地域で、食材を受給し、消費していくことが、農業者への手助けになる、つながるとも思っております。

酪農家の現状は、坂本議員がおっしゃいましたように、飼料の高騰を含めたさまざまな要因で危機的な経営状況になっていると伺っております。また、酪農以外の品目でも大変な状況にあることは承知しておりますので町としましては、コロナの交付金を活用し、次の支援策を 3 月補正として計上しております。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、ショウガの販売価格が著しく低落し、経営の継続が懸念されるショウガ農家を支援する佐川町ショウガ農家支援金です。対象者は、令和 3 年のショウガの販売額が 200 万円を超えるもので、令和 4 年の農業売上金額と収入保険による令和 4 年度分の保険金を合わせた額が、令和 3 年の農業売上金額と比較をしまして、30%を超える減となったもので、新規就農、新規就農者におきましては、20%を超える減としております。支給額は収入額の 30%を超える額、新規就農者は、減収額の 20%を超える額の 1 割とし、上限は 30 万としております。

まず、そして 2 つ目は、施設資材の価格が高騰し、経費の増大により、農業経営の継続が懸念される施設園芸を営む農業者を支援する佐川町施設園芸支援金です。これは、500 平方メートル以上のビニールハウス等において、ニラ、イチゴ、トマト、ピーマンのいずれか

を栽培している方を対象にしまして、経営規模に応じて段階的に5万円、8万円、10万円を支援するものでございます。

最後に、酪農含めた畜産の方々への支援としまして佐川町畜産飼料価格高騰緊急支援金を計画しております。これは、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う飼料価格の異常な高騰により、厳しい経営状況にある町内畜産農家を支援するためのものでございます。対象者は、令和5年3月1日時点の使用する、乳用牛及び肉用牛の頭数が10頭を超えるもので、畜産共済に加入しているものとしまして、支給額は、肉乳用牛1頭当たり2万円、肉用牛1頭当たり1万円、上限を100万円としております。

佐川町の町民の方々には佐川の地乳で育ってきたとも言っても過言ではないと思っておりますので、酪農につきましては佐川の地乳として継続していけるように支援をしたいと考えております。

国の施策につきましては、佐川町ではとても扱うことのできない、大きな情報や外交に関する歴史、過去のいきさつといった、いきさつなどを基にですね、大きな視点で総合的かつ高度な政治判断を行い、その時点時の状況下において、必要な政策を展開しているものと考えております。

確かに、輸入と廃棄処分だけの視点で考えましたら、輸入を止めるという考え方もあろうかと思いますが、断言するという形ではないのですが、輸入量と廃棄量を単純に相殺すれば解決するという問題では、ないのではないかと、そのように考えております。

佐川町と国の置かれた立場はあまりにも違いますし、貿易の影響が、その国の経済や安全保障などあらゆる分野にどのように影響してくるか佐川では判断することができません。判断するために必要となる正確な情報を得る手段や外交の実務経験もないことから、実際に国の立場になってみないと判断ができないということが、正確な意見、私の意見でございます。

また国に対しまして、現状を訴えていきたいと思っておりますが、ウルグアイラウンドでのミニマムアクセス阻止、いわゆる最低輸入義務があるため、現実的には厳しいのではないかと考えております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

酪農農家への支援もいち早く本当にやっていただきましてありがとうございます。

そのウルグアイラウンドでのラウンドでのミニマムアクセスというお話がございましたが、それについてご説明をお願いします。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。ウルグアイラウンドは貿易の自由化や多角的貿易を促進するために行われました多国間通商交渉のこととございまして、ミニマムアクセスとは、最低容量輸入量とも言われ、交換税率による事実上の輸入禁止を撤廃する目的で作られたものとなります。以上でございます。

9 番（坂本玲子君）

私もですね、これについて、ミニマムアクセスについて調べてみましたし、そういうのがあるというのは聞いて知っておりました。

しかし先日のクローズアップ現代で東京大学院教授の鈴木教授が、国際約束上、最低輸入義務はないと明言されておりました。

私も調べたところ、最低限の輸入機会を、輸入機会の提供はうたわれていますが、義務ではないように思います。

普通に考えても自国の酪農の牛を殺してまで輸入を続ける必要があるなんていうのは矛盾しています。もしそうならそんな条約ならば、撤廃しなければならないと私は思います。少なくとも、日本で生産できる農産物は輸入しない、その農家を保護する施策に変える必要があると思います。

町長は、その豪雪災害の被災者に最大限の施策を実行していますし、また、酪農農家やショウガ農家への支援も表明しています。国も県も同じように農業の大切さを理解し、農業を守る施策の展開をしていただきたいと思います。

ぜひそのことを、国や県に発信していただきたいと思います、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。農業を守るという思いや考えは、国も県も同じだと考えております。私たちはですね、地域に一番近い立場でございますので、この現場の声をしっかりと国、県に届けていきまして、地域の農業を今後ともしっかりと支援していきたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

9 番（坂本玲子君）

よろしく申し上げます。

町長の英断で、佐川町の保育、小学校、中学校の給食費が無料に

なりました。子育て世帯の方は大いに歓迎をしております。学校給食は、子供の健康と命を守るために大きな意義があります。また、食育基本法でも、では給食が単なる栄養補給ではなく、教育の重要な一環であるとしています。ユネスコ、ユネスコでも、学校給食はすべての学校で自校方式で行うこと。運営費は中央、あるいは地方行政当局の負担とすることと勧告をしております。市町村負担ではなく本来なら国の負担で進めるべきものです。ぜひ国や県への進言もしていただきたいと思います。

最近高知県でも地産地消が進められています。これは余計な運送費がかからず、地球環境にもやさしい方向です。ところで給食センターでは、給食資材の佐川町産、高知県産、国産外国産の割合はどのようになっているのか、お伺いします。

教育長（濱田陽治君）

坂本議員の学校給食についての御質問にお答えをいたします。給食資材における佐川町産、高知県産、国産、外国産の割合につきましては、令和4年6月と11月、この2回に行った調査の値でお答えをいたします。金額で計算をしております。

6月です。佐川町産が36.24%、県内産が36.19%、国内産は26.18%、輸入が1.39%です。

11月が佐川町産が26.13%、県内産が35.15%、国内産が34.27%、輸入が4.44%です。

なおこれはですねお米も含めております。それとお米がですね表示の関係で県内産に入ってますけれども、実はあの中身はですね町内産でございます。それに、を計算しますとですね6月で町内産は48.72%になり、11月は35.38%になるということになっております。町内産を優先しましてですね次に県内産、国内産とそれぞれ調達できない場合に外国産とこういうふうに優先順位をつけて購入してまいります。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

給食センターで地域の食材を頑張ってくれていると感じました。ありがとうございます。

本当に地域のものを使うというのは、洗う手数とかいろんなことでセンターの職員の方が大変な思いをされていることと思いますが、やっぱり地域を大事にするという、その思いの中でそういう選択をしていただいているということが、非常に嬉しいことだと思います。

その中でも、外国産の割合が非常に少ない。両方平均して約3%ぐらいですかね。ことに安心しました。

小麦などで調べたところを、残留農薬が多いのは、アメリカ産、カナダ産刈り取る前に除草剤で有名なグリホサールを散布しているとのこと。それは基準値内ではありますが、いろんな害があるとの研究結果も出ています。食は命です。やはり、安全性の高い国産を多く使うことが大変大切だと思います。

また、地域の佐川の食材を食べることに意義があります。地域の農業に親しみ、興味を持ち、将来農業をやりたいという子が出てくるかもしれません。町長が、給食、給食材料費を町で出していますが、例えば40%、お米を入れると大体40%ぐらいになりますが、それが地域へ返ってきていますので、外へ出してる分は6割ぐらいと考えると、これも非常に町政のためにもいいんじゃないかと思えます。

先ほどその町内産は大体私の調べたところ、ときは、牛乳、野菜の多くは町内産、米、魚、鶏肉は県内産となっていました。この中でお米は実は佐川産ということをお伺いしましたが、このお米を佐川産とすると、約4割以上が、両方平均をすると大体4割以上が地域産となって佐川産となります。これはすごいなと感じましたが、給食センターでの米飯給食の回数、お米の年間使用量と、使用量についてお伺いします。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。

月に2回のパン給食以外はすべて米飯を給食しておりまして、年間の米の使用量が10キロ袋の10kgの袋を年間1,300、13トンになっております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

ぜひですねこれからも町内産を最優先して、外国産をできるだけ少なくする方針を続けていっていただきたいと思いますが、教育長いかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

お答えいたします。失礼いたしました。

はい。お答えをいたします。佐川の子供たちにはですね佐川のお米を食べていただきたいという思いがございますので、今後とも佐川でとれたお米を給食に使うように努めてまいります。以上です。

9 番（坂本玲子君）

その表示です、佐川産とならない、実際使ってるのは佐川産なのに、それを表示できないってことはちょっと悔しいかなと思います。

四万十市では、四万十産の 100%米 100%、野菜 30%となっていますし、四万十町などでは米のブランド化を進め、価値を高めています。佐川にはニラやショウガ、お茶、イチゴなどおいしいものがたくさんあります。梨は黒岩梨として出していますが、そのお米とかその他の農産物のブランド化も考えていただきたいと思います、その辺はいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。農産物のブランド化につきましては、農業振興を進める中では、目指すべき目標だと思っております。

佐川のお米はおいしいと思って、私自身思っておりますし、そのような声を聞くこともございます。ただまだブランド化されていないものをブランド化していくということになれば、生産方法や、生産量、あとは出荷体制といったさまざまな基準も必要になってくるかと思っております。新しくできる道の駅での販売や、道の駅でのテナントでの利用など、外部に発信するための好条件が整ってきておりますので、今後、県やJAなどにも相談をし、可能性については探していきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

本当に生産量とかねいろんなことがあると思いますが、例えばショウガだとベストテン内だと思いますしニラもそういうふうになっていると思います。そういうお米も、お米、佐川町のお米が大体生産量約 2 千トンぐらいありますので、十分可能ではないかなというふうに思いますのでぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

さて、農業でも持続可能な農業を進めていかなければなりません。農産物を生産するのに、いろんな栽培方法があります。ありますが、どんな栽培方法があり、どのやり方が持続可能なのか。佐川町の農業政策で持続可能な農業について、どんな方針を出しているのかお伺いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。まず、農業における栽培方法につきましては、次の次の 3 つに分けることができると考えております。

1つ目は、一般的な農業で、従来から使ってきた化学肥料や農薬を使用する慣行農業、2つ目は、有機栽培として使用が認められた農薬や肥料に限り使用する有機農業、最後に農薬や肥料を使用しない自然農業、この3つに分けられるという認識をしております。持続可能な農業を環境への配慮という視点で考えたときには、科学的なものを使用せず、自然のものを使用することで、循環が生まれ、自然環境への負荷が少ないという点で、有機農業と自然農業が該当するものと考えております。

佐川町としましては、この中でも、有機農業を推進するという考えのもとに、有機農業に取り組んでいる未組織に対し、令和4年度から新規事業としまして、環境保全型農業直接支払交付金を交付しております。この事業は、有機JAS認定農薬の使用や有機肥料を使用した栽培といった取り組み内容や栽培面積に応じて交付金が交付されるものであり、令和5年度も引き続き支援をする予定となっております。今後におきましても、さらなる取り組み面積の拡大をしていきたいというところで考えております。

また、国の緑の食料システム戦略部におきましても、具体的な取り組みとして、持続的生産体系への転換ということがうたわれており、佐川町としましては、国の方針に沿って推進してまいりたいと考えております。

その他の農業施策としましては、新規就農者の確保や圃場整備、園芸ハウスの整備事業などを実施しており、これらの事業とも連携して、総合的に農業政策を推進していきたいと考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

そういったできたら進めたい方向のほうですがそういう減農薬とか有機農業とか、自然農業を目指している農家は佐川町にはどれくらいあるのでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。正確な数を把握できてはおりませんが、環境保全型農業直接支払交付金を申請し、国の基準に適合するレベルで実施されている農家としては、3名の方がいらっしゃいます。

ただ、潜在的には、有機農業や自然農業に興味を持たれている方や、すでにそういった栽培を実施されてる方も多くいらっしゃると思いますので、そういった農家の皆様の掘り起こし等も今後してい

く必要があるかと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

今、肥料や農薬が高騰しています。これからの農業政策を考えるときに外国から輸入しなければならない化学肥料や農薬使わない、自然栽培法や有機農業減農薬などの推進が、必要ではないかと思えます。

そういう方法でしたら、農地をそれ、そういう方法で、農地を健全にすることができますし、川や海への負担も少なくなります。国も輸出をするときに有機農産物を求められていることから、有機化補助金、緑の補助金先ほど課長が言われました、を打診進めています。国内でも食品の安全性を求める人が増えています。また自然農法や有機農業を推進するということで、農産物の価値が上がり、安定的な販売が加速されます。

持続可能な農業を考えるとき、この方向の模索は必要です。課長も必要だと言っていました、それは進められ、進めなければならない課題だと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。有機農業や自然農業が環境負荷に、環境負荷が少ないことは、認識をしております。しかし、慣行農業と比較した際に、取り組み方にもよりますが、一般的には、手間が多く、収穫量が少ないといったデメリットがあることから、すべての農家の皆様に対して推奨できるものではないと考えております。

町としましては、持続可能な農業には、経営的な視点も必要になると考えておりますので、環境面と経営面の両面をクリアできる可能性のある有機農業につきましては、今後も推進をしていく農業の姿であると考えております。

農家の皆様が置かれた個々の事情があると思いますので、少しでも興味のある方に対して支援を行い、徐々にではありますが、取り組み農家を増やしていけるような政策展開をしていきたいと考えております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

課長のおっしゃる通り、いろんな方がおいでますので、一気にやることは、かなりハードルが高いかもしれません。

しかし、農薬や肥料をできるだけ少なくしていくことができれば、より安全な食料が自給できます。今化学肥料や農薬で多くの地中生

物が死に、土の多様性が失われ土の砂漠化も問題になっています。それらを少なくすることで、地球にもやさしい持続可能な農業になります。そんな農業を進めていただきたいと思います。今の現状とか、お答えをお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。佐川町では、補助事業以外の取り組みとしましても、地域おこし協力隊を2名雇用して、有機農業に取り組んでおります。さらに、佐川町の強みとしましては、酪農がありますので、有機農業などの持続可能な農業を推進してく上では、基盤があるものと考えております。

そういった優位な点を有効に生かしながら、農業政策を進めていきたいと考えているところです。以上です。

9番（坂本玲子君）

農業政策でさまざまな事業を国が補助金を出し、佐川町もそれに則ってやっています。それでも農業が本当に衰退していつている。何が悪いのかと考えました。国の進める補助金を使うだけではこの状況は改善されないということです。先ほど言った畜産での例でおわかりではないでしょうか。国は増やせと言って補助金を出し、今度は殺せと言って補助金を出します。その通り進めていては先が見えない世界は続きます。

そんなとき、学校給食で有機農産物を使うことで成功している市町村があることを知りました。例えば、愛媛県の今治市、千葉県和泉市、高知県の四万十市他にもあります。千葉県和泉市では、市内の小中学校の給食に使う米の全量、42トンは農薬、化学肥料を使わない、地元産の有機米コシヒカリを使っています。そのドッキングをする前までは、有機米の栽培は皆無でした。それが、現在は100トン近くを生産。JA夷隅は、県外の有機専門店に販路を広げ、一層の生産拡大を目指しています。買取価格は、有機JASが60キロ2万3千円、有機転換中は2万円。収量の減少分をカバーし、再生可能な価格としました。生産者は安心して栽培が続けられ、産地が形成され、形成されました。

これは、最初に言いましたように、ブランド化をするというふうなことで、価格設定も、自分の町でできると。そうすることでより安定的な、農業を続けられるということで非常に有効な施策であると思います。そのために、このどの市町村もやっぱり学校給食を活

用してまず第一歩を始めておいでます。

佐川町は給食材料費も町が出していますので、食材が少し高価になっても、農業政策として補助していけるのではないかと。そういう意味で、有機農業の推進と、の学校給食、のをつなげていくことで、そういう政策はできないかなというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。行政主導で販路を拡大し、価格を保証するという事は難しく、この場で農業政策として実施していくという回答はできかねますが、農業の未来を考える上では非常に重要なことだと考えております。

貴重な御意見をいただきましたので、有機農業の生産体制の状況であったり、そういったところを踏まえながら、今後、農業政策として実施が適正かどうかについて考えていきたいと思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

学校給食は、安全な食生活で子供の健康を守り、未来を守ります。給食と農業を同時に考えることで、農業を守ることにもなります。まずは給食では地産地消をもっと進めて、佐川産 50%を目指していただきたい。

これはですね、今お米を佐川産とすると大体 40%ぐらいになっています。で、何が問題かということ、6 月には野菜が佐川産が多かったんですが 11 月には、野菜の佐川産が少なくなって、県外産、県内産とか国内産になっています。

やっぱり、佐川町で例えばこの時期にこれぐらい野菜を使うというめどがあれば、その計画的な栽培も可能になりますので、その辺も見通しながら、50%にぜひ目指していただきたい。これは6月を見ると50%いくのは野菜を全部、町内産にすると、可能な数字であります。

その上で、そういう目指していただく上でその上で、減農薬や有機化、自然化を目指すと、そういう路線を、やっていただくことで、例えば泉野市では有機農業路線を進めて、移住希望者が増えて、さらにそれが推進しているというふうな状況もあると今思っていますので、無農薬減農薬施策などの自然農法を進めて、給食に取り入れていただきたいと思っておりますが、教育長その辺はいかがでしょうか。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えいたします。米も含めてですね有機減農薬や場合によっては自然農法ということになると思うんですけども、こういった給食資材を購入できないかとお尋ねだと思います。

野菜につきましてはですね町内のはちきんの店で購入することが多うございまして、令和3年度の青果使用量の占める割合は67.6%ということですので。特に減農薬をお願いしていないんですけども、子供たちが食べる給食の材料ということで配慮して栽培をいただいているのではないかと思います。

米やですね野菜などの有機減農薬が自然農法による食材は体に優しく子供たちの給食の食材として非常に望ましいということは承知しております。ただ佐川町産でですね有機減農薬や自然農法による食材としますと、まず量の確保の問題、次に価格、さらに、昆虫の混入などでですね下処理に手間と時間がかかるとか、こういうことで限られた金額や人員、時間で給食を作る必要があることを考え合わせますと、解決すべき課題が多いところです。

ただ坂本議員御提案のようにですね産業政策とセットにするということをするとはですね、またこういった可能性も出てくるのかなと思います。今後、実施の可能性も含めて検討していく必要があるなと、こう考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

まだですね学校給食がそういう方向、まだすぐにはね、難しいとは思いますが方向性に行ければ、高北病院とか介護施設、特老などへの拡大も視野に入れるとその使用料が非常に安定的になると、いうふうに思いますがその辺についてはいかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。経営主体が違うこともございますので、導入コストや食材の供給網などに対する判断は、個々の事業者任せられること、委ねられることだと考えております。

ただ、仮に給食での導入が実現された場合には、町内施設への波及効果等もあると思いますので、その際には、関連事業者の協議なども視野に入れるべきだとは考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

その中でですね高北病院が独立しているとはいえ、町長にその権限がありますので、私は給食の民間委託を今高北病院しております

が、それには反対の立場ですが、その契約を結ぶときにも地域産を使う約束をしておりますので、しっかりそこら辺も、後、佐川町のものを優先して使えるっていうふうな形から始めていただきたいと思います。

産業振興課は今回の豪雪被害にも適切に、住民に寄り添った対応をしてくれています。道の駅の開設はもうすぐです。課員の方は大変お忙しいと思います。

農業分野をしっかりとやろうとすれば、専門的知識を持った職員配置は欠かせません。農業技術や、農業経営に長けた人の配置が必要かと思います。また本気で推し進めるなら人数をふやす必要も出てきます。職員定数を増やしましたが、まだまだ足りないという職員の声もあります。

町長、職員が未来をしっかりと考え、やりたいことがやれる職場。農家の方が、農業を続けるための適切なアドバイスができる、そういった配置ができないでしょうかね。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えをさせていただきます。この件につきましてはちょっと下八川課長が答えにくい人事のことがありますので、私が答えさせていただきます。

坂本議員もご承知であると思いますが、私たちの仕事は、町民の方が暮らしやすくなるまちづくりを進めて、進めることでございます。農業振興につきましては、農業の技術革新だけではなく、農村の景観を守ることもあり、それは暮らしやすい地域づくりを進めることとなります。

農業分野だけを考えれば、職員配置も一つの大事な要素にはなりますが、職員を増員さえすれば、農業政策の進展に直結するという考えではありません。佐川町の農村環境を守り、今後も持続的に農業ができる環境を作るためには、暮らしやすい地域づくりと、社会インフラを含めた基盤づくり、技術の革新など、複合的な要素が総合的に組み合わさって初めて実現できるものであると考えております。

まずは、広い視点で物事を判断でき、関係部署と連携をとりながら、業務を遂行できるように、職員の人材育成を行いまして、役場全体のレベルを上げていった結果、農業政策が進むようになったと、いうことが理想ではないかと考えております。

また、正規職員だけではなく、農業振興課の会計年度職員の方には、農業経営のアドバイザーが1人おります。農業の皆様からも信頼が厚く、日ごろから多くの相談やお問い合わせをいただいております。そういった専門的な知識を持ったアドバイザーから、地域のノウハウを吸収することにも非常に大切なことだと考えておりますので、役場全体で適切な人員配置を行った後、農業分野の職員育成に力を入れていきたいと考えております。以上でございます。

9番（坂本玲子君）

本当に全体を考えながらやる必要があるっていうので大変難しいところもあると思いますが、やっぱり職員、そういう専門的な職員を育成するっていうのが、大事だと。やっぱり長いスパンでずっと働いていただけるっていうことを考えますと、会計年度職員だけではいきませんので、そういった、雇用が必要かと思えます。

またすぐにそういう方を育てるのは難しいと思えますので、退職された方などの雇用もあるかと思えますが、そういうその会計年度職員だけと考えるのではなくて、ちょっと高めの賃金で雇える方策も佐川町にはありますので、やっぱり有能な人を雇用する、そのためにできることを考えていただきたいと。

またその人数を増やすことだけで全部が解決するとは思いませんが、やっぱり本当に仕事が増えている中で、やっぱり産業振興課は今不足してるんじゃないかなと私は感じております。そのこの辺の配置も必要かと思えますがその辺はいかがですか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。そういったご意見もあります。県のようにですね、農業の専門の職員を佐川町は雇ってはおりません。そういった意味でも一般の職員で入ってこられた方がですねJAでありますとか、改良普及所の皆さんに教えていただいて、見識を増やして行って、農業に携わるということはそれは理想ではないかと考えております。

やはりそういった、坂本議員のおっしゃいます、専門的な知識の方も雇用をさして、雇用をしていくということも大切な一つの手段であると考えておりますのでまだ、その辺はしっかり、検討していきたいと考えております。以上です。

9番（坂本玲子君）

本当にですね、しっかり有能な人材確保を努めて、していただい

て、農業政策、未来あるものにしていただきたいと思いますが、やっぱりこれからは農業の未来を考え、必要な施策の展開をしていく必要があります。

佐川の道の駅には、安全な農産物が並んでいる。バウムクーヘンには米粉が使われている。そんな声が広まったら、らんまんが終わった後でも来てくれる人が多くなるでしょう。

自然農業、有機農業への転換は簡単なことではないと思います。しかし佐川町には、それを実行している農業者がいます。あとは町として確かな、農業戦略を立てて、役場の職員が本気を出すことが必要だと思います。そういう意味でもそういう専門性のある人を、ぜひ育てていていただきたいという気持ちです。

例えば葉っぱ産業やごみ分別で有名な、徳島県の上勝町、高知県でも馬路村のゆず産業。初めは1人の頑張りから始まりました。そんな、そんな1人に役場の職員の方になっていただきたい。課長そんなやるぞという覚悟を持った職員を育てていただきたいと思いますがその辺はどうお考えでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。今現在で、私と一緒にですね、佐川の未来を良くするような形で考えてくれてる職員が多くいます。

佐川の未来を考えて、よりよいまちにするために、一緒に考えて行動してくれる心強い仲間がおりますので、当然私もそうですが、課員一人一人がやる気と情熱をもって、一丸となり、佐川町の未来が良くなるための業務をしていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

9番（坂本玲子君）

農業は佐川町の主産業です。農業者の高齢化が進み、耕作放棄地は増え続けています。農業、農地を守ることは、食料を守るだけでなく、近年の大雨に対し、治水の役割も果たしてくれ、災害防止の役割もあります。また、自然の景観の保持にも大切です。

日本の食料自給率は下がり続けています。そして戦争や気候変動、円安の影響で、食料品の高騰はとどまることはありません。安定的な所得をめざせる農業、佐川町の戦略をしっかりと持ち持続可能な農業を作っていくって欲しいと思います。給食センターでは、佐川産の野菜を主として使ってくれています。今後も町内産を主体としてやっていただきたいと思います。

佐川町にはお米だけでなく、イチゴやお茶、ニラにショウガなどおいしいものがたくさんあります。それらをブランド化していくことは、道の駅の発展にも大きく寄与してくれることと思います。そういったブランド化、ブランド化も進めて、農業が安心し、農業者が安心して農業を続けられる基盤をつくっていただきたい。また、安全安心で持続可能な減農薬、有機栽培自然栽培などの推進もあわせてお願いいたしまして、私の2問目を終わりたいと思います。

3問目に移ります。

補聴器の補助についての質問でございます。以前議会に提出された、加齢性難聴者の補聴器購入に公的補助制度を、の陳情書は全会一致で、国に意見書を提出することとなりました。さらに、前議会で松浦議員から補聴器補助についての質問があり、前向きのお答えだったように思います。

私も加齢性難聴の方が増えていると認識していますし、そういう方への補聴器補助をすべきだと思い、質問をさせていただきます。

今、加齢性難聴の方が増えています。私も聞こえにくいことがあります。人の声は聞き取れないと、人とのコミュニケーションが難しくなります。だんだんと人の中に入るのが怖くなり、孤立していきます。それを防ぐために大いに役立つのが補聴器です。健康長寿を目指している高知県です。もちろん佐川町でもそれを目指していると思います。しかし補聴器は金額が高く、購入するのに、年金生活では大変だ。またその電池代も負担になると聞いております。

そんな方に町としてどのように対応しているのか、まずお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。この難聴者へのですね補聴器の購入の助成制度につきましてなんですが、これは佐川町におきましては、まず身体障害者手帳、聴覚障害をですね、所持している方については、障害者の総合支援法、これに基づく補装具の支給制度でございます。

これ、申請が窓口にありましたらですね、主治医の意見書及び高知県の更生相談所の判定によりまして、障害者の制度として支給しております。で、原則個人負担が1割という形になっております。以上です。

9番（坂本玲子君）

そういう制度があるそうですがまず、高齢難聴で手帳をもらっている方はどれぐらいいるのか、加齢性難聴者の多くの方がその障害者手帳の取得ができるのかどうか、それについてお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。高齢者ということで60歳以上で調べをさせていただきますが、60歳以上で、先ほど申しました、聴覚障害のですね手帳を持っている、身体障害者手帳を持っている方、これが現時点34名おいでになります。

その他の方々はですね補装具制度で、補聴器を購入している方がおいでということでございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

高齢者たくさんいますが、34人だけがそういう補填、補助金をつけられるってということで、そういう加齢性難聴の方が簡単にそういう障害者手帳を取ることができるのかどうかについてもお伺いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。障害者制度につきましてはですね手帳の取得については、診断書等が必要になります。それで一定の手続きを経てですね聴覚障害であれば一定のを、耳の聞こえの程度がございましたので、その判定によってですね、手帳が取得できる場合がございます。以上です。

9番（坂本玲子君）

ところでですね、今介護認定をされていると思いますがその時に、ご自身の体調とかいろんなことを調べられますが、その調査で加齢性難聴の可能性のある方は大体どれぐらいいるのでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この介護保険の認定については質問項目がございます。その中でですね私も調べてみましたが、なかなかその難聴に関しての質問項目がございませんで、なかなかそこからですね、どれぐらいの割合で、高齢者の難聴の方がいるかというのが、なかなか推測できません。

ただ、別の方法でですねこれは、手帳になるんですけれども、少子化、聴覚障害者の手帳を持っている方が、老人性難聴ということで診断名がついている方が、20名おいでです。そういった方であるとか、実際に補聴器を購入している方で、老人性難聴の診断がある

方が 12 名おいでということ、実数としては非常に少ない数である。あります。

もう一つですね、統計的な資料になりますけれど、各種調査による全人口あたりの難聴障害者がどれぐらいあるかということで、全国レベルの調査をしているものがありますが、それによると、各種調査が少しばらつきありますが、全人口の 6.5% から 11.3% が、聴覚障害者であるという結果が出ているという調査も一方ではございます。以上です。

9 番（坂本玲子君）

難聴でその障害手帳をもらうぐらいの難聴の方っていうのは、障害者手帳の取得には 6 級でもう 40 センチ離れたところで聞こえ、聞こえないぐらいの、かなりハードルが高い障害者の認定でございます。

で、私は今加齢性、加齢性難聴についてお伺いしているわけですし、課長、係の方にお伺いしましたら、介護認定調査で過去 1 カ月、調査時対象が 25 人、1 カ月間に 25 人の人を調査したとき、そのうち、やっと聞こえる人が 7 人、大きな声なら聞こえる人が 1 人、ほとんど聞こえない人はゼロ人、聞こえる人が 17 人で、残りの 8 人には、そういう加齢性難聴の可能性があるのでないかと。そうすると大体 32% ぐらいとなります。

さっき、加齢性難聴のある方は、そうすると 32% ぐらい、統計的には加齢性難聴は、65 歳をすぎると、男性の 4 割強、女性で 3 割、70 代の方では約半数が該当すると言われ、高齢者にとっては大変身近な問題です。WHO では、普通の会話が聞き取りにくいという、41 デシベル、中程度の難聴で補聴器をつけることを推奨しており、難聴の悪化や認知症を防止する効果があるとされています。

佐川町では、65 歳以上の人口は 4 千人ぐらいいるんじゃないかと思いますが、その中の 3 割ぐらいとされる加齢性難聴の方は、3 割と計算しますと約 1,200 人ぐらいいる可能性があります。その中で、身障者の方で補装具、60 歳以上でわずか 34 名、0.8% にすぎません。千人以上の方がそういう聞こえにくいということで、困っておいでということの現状でございます。

佐川町の人口が 1 万 2 千人ぐらいですので、10 分の 1 ぐらいの人がそういう状態にあるという現状だと思います。加齢性難聴による補聴器購入補助は全国でもいろんな自治体で実施をしています。身

体者障害者手帳に該当しない加齢性の補聴器購入の補助については、機能低下が見られる高齢者全般に関わるものとして、全国市長会では国に補助制度の創設を求めています。先ほども言いましたように、佐川町でも、そういう意見書を出しました。そういう必要性の高い方がたくさんおいでる、そういう補聴器について、町独自の補助制度で補助していただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この坂本議員おっしゃいますように、加齢に伴う難聴というものは、実際ですね身体障害者の補助、補装具の制度を使ってですね、購入している実数よりかははるかに多いだろうというふうには思います。

そういったこととか、あるいは国の研究とかですね難聴、耳が聞こえにくいというところと、あと介護予防、こういった関連性もですね、一定示唆される研究結果もあるというふうに聞いております。そういった中で関係団体がですね国とかにも要望しているということも承知をしております。

そういったところからですね、難聴の難聴者の、特に加齢に伴う補聴器の購入というものの助成についてはですね、今そういった全国的な要望活動がありますので、全国でですね、制度化をして、本来であればですね、国が制度化をして、県、市町村がそれに補助していくというのが望ましいと。本来は望ましいというふうに考えております。そういったところからですね佐川町としても、それぞれの国とか県とかに要望活動をさせていただきます。町としましてもそれとあわせてですね、関係自治体の情報収集しながらですね、前向きに検討を考えて、検討していきたいというふうに思っております。以上です。

9 番（坂本玲子君）

前向きに検討していただけるということで早期に前向きに検討していただきたいと思います。

健康長寿を目指している高知県佐川町です。認知症予防には、人と会ってコミュニケーションをとることが大切だと言われております。人との会話がうまくできなくなると、孤独になり、認知症を発症しやすくなります。元気に楽しく、老後をすごくためには、補聴器は大事なツールとなります。ぜひ前向きに考えて取り組んでいただき

たいとお願いしまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で9番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、13時30分、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午後1時30分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、5番、橋元陽一君の発言を許します。

5番（橋元陽一君）

5番議員の橋元陽一です。通告に従いまして質問してまいります。マスクを外させていただいて、最初に、質問通告の4番目に行政報告についてを挙げておりましたけども、町長の報告を受けまして、特に取り上げて質問する項目はありませんでしたので却下したいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、コロナ感染防止対策について質問してまいります。

コロナウイルスは地球的規模で感染拡大しながら変異を繰り返し、感染力は衰えておりません。厚労省がこの3月5日時点での国内陽性者の累積人数は3,326万人を少し超える程度、死亡者数の累積は7万2,771人と発表しています。世界の陽性者数につきましては、6億7,500万人を超える。死亡者は687万に及んでいることが報道されております。

国内では、5回目のワクチン接種も行われてまいりました。それでも基礎疾患のある方、高齢者の方々が亡くなってきております。また、感染後に長期に及ぶ後遺症に苦しみながら生活をされている方もたくさんいらっしゃいます。私も、昨年5回目のワクチン接種直前の12月中旬感染をし、陽性の診断を受けました。その時は、高北病院での診療対応に大変お世話になりました。10日間の自宅療養となりまして、5日分の解熱剤、せき止めの薬を服用して回復しました。しかし、3カ月が過ぎようとしておりますけども、味覚などまだ元の状態に戻れない体調が続いております。治癒していくことを待つしかないのかなとも思っているところであります。

コロナ感染症が2019年に発生して4年目に入っておりますが、感染防止対策は、私たちの日々のなりわい、生活スタイル、行動などを大きく変えてきました。この間、感染対策を担当されてきた役場の職員の皆さん、医療や介護現場で働いている方々、子供と向き合う仕事をされてきてる方々、それぞれご自身の生活とともに、感染前とは業務が一変してる中で、大変な思いをされて対応されてきたことと思います。改めまして、皆さんに敬意と感謝を表したいと思います。

いつ感染するかわからない状況が続いてる中で、政府が感染症法上の位置付けを2類から5類に転換することを検討してきて、医療体制の見直し案が提示され、連休明けの5月8日から移行する記事がこの2日の高知新聞の一面で掲載されたところであります。このたび、感染症法上の位置付けについて、2類から5類への変更が間近に迫っております。県から市町村に対しまして、対応について、現時点で通知が届いてるのか、届いてないのか、届いてた場合には、どういう対応が求められるのか、概要の説明を求めていきたいというふうに思います。もし届いてないのであれば、予測できる対応について、御回答いただければと思います。

たくさんの方が影響が及ぶと思いますので、まず行政の対応の変更点などについて御説明いただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

橋元議員の御質問にお答えをさせていただきます。この新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けにつきましては、令和5年1月27日に、政府の対応方針が決定されまして、特段の事情がない限り、5月8日から5類感染症に位置づけることということになっております。

この決定、この1月27日の政府の方針の決定に関しまして、国または県からですね、市町村行政の対応について現時点で特段の通知はございません。

おそらく、5月8日に5類感染症から、感染症に位置づけるということは決定されておりますが、ただそれは特段の事情がない限りということもありますし、現時点では町としてはそのように受け止めております。以上です。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

橋元議員の御質問にお答えいたします。新型コロナウイルスが、第5類感染症に移行するに伴い、政府が検討している医療体制の見直し案につきましては、3月2日付けの新聞報道でなされましたが、5類感染症移行に関連する国、県からの通知等につきましては、現時点では確認しておりません。

政府は3月10日に見直し案を発表する予定のようですので、その内容を確認後、当院での対応を改めて検討し適切に対応したいと考えております。

5番（橋元陽一君）

まだ通知が来てないという段階で行政の分野それから高北病院の対応について御回答いただきました。

この間、引き続きですね通知がくる形で対応が検討されていくかと思うんですけども、例えば、高北病院はこれまでのように発熱外来や入院対応など、現時点で受診を続けていくことが検討されてるのかどうか。検討されていくことあれば、お答えいただけたらと思います。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

はい。御質問にお答えいたします。高北病院におきまして、現在、そして今後の対応は、おもには変わりなく対応していくということにしております。

今後の状況につきましては、先ほど申しましたとおり、国、県、そして、中での委員会等でのですね、検討をもとに、対応を順次していくようになると思います。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。さらにですね、職域を広げていきますけども、これまでも面会などが制限されて、入所された方々になかなかお会いできない状況が続いてきた介護施設等では、まだ通知が来てないという段階ですけどもこれ、これまでとまた違う対応が検討されていくのかどうか、予測でも構いませんので、一定方向を検討、御回答いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。高齢者施設をお預かりするような介護施設の対応につきましてはですが、これはですね先ほどの1月27日の政府の方針に基づいて一定事務連絡ということで、これはマスクの着用に関連なんですけども、2月10日付で事務連絡が来ており

ます。それについてはですねマスクの着用を推奨する場面として、これは訪問される方なんですけれども、高齢者施設への訪問時についてはマスクの推奨する場面というふうなことが例示をされております。

それから、2月15日付の、これはマスク着用の考え方の見直し等について、「特に高齢者施設等における取り扱い」という事務連絡もあわせて出ておりまして、この中で、高齢者施設等の従事者についても、勤務中のマスク着用が推奨されることとされております。

また基本的にはですねマスクの着用というのは大前提として個人の考え方に移るということになりますので、それとそれとあわせて、こういった事務連絡の通知をあわせて考えながら各施設のですね責任者が判断をするということになろうと思います。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい、ありがとうございます。マスク着用につきましては、個人の判断に委ねられていく段階で、町民の間でもかなり不安が広がっていくんじゃないかなという思いもあります。さらにですね、子供と接触されてきた職場である保育園等もこの間、大変な対応にですね苦心をされてきたんじゃないかなというふうに思います。

現時点で、この保育現場への何か指示や通知等があるのかなのか、あれば、中身について御説明いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この5類感染症に位置づけることに関してですね、特に保育所等へのですね通知はございません。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。現段階ではないということであります。

さらに学校現場であります、この間も学級閉鎖や休校等含めてですね、子供が自宅待機をされ、しなければならない状況とか、あるいは授業の進め方等についても大きな影響をおよぼしてきたかと思っております。

現時点で学校現場への対応の変更点についての通知とは何かあるかないか御回答いただきたいと思います。

教育長（濱田陽治君）

はい、通知が届いているのかというご質問がありましたが、通知はまだ届いておりません。

なおですね、地域学校の実情に応じて的確に対応するという必要があることからですね、定時の校長会、臨時の校長会等でその都度協議しておりまして、一番厳しい時期にはですね学校への人の流入も制限しておりましたが、その都度対応してって今は少し緩和された状態です。

まだ授業や行事でのマスク着用、給食は黙食で行事の簡素化とか、こういったことはまだ続いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。さまざまな職域での対応については、現時点では、現状を維持していくということでありまして。通知が来た段階で、改めて検討されていくということでありまして。

一方ですね、町民に対してでもありますけれども広報等であるいはホームページ等でもうこういろんな連絡をしていただいておりますけれども、改めてですね5月以降、町民の対応についてはですね、何か通知を出す計画があるのかなのか、どういう形で町民全体に対して通知されていくのか、検討されていることがあれば、御説明いただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この5月8日以降の取り扱いについてはですね当然国のほうからも国民に対して周知が行われると思っております。この佐川町においては町民の方々に対しましても、それを受けてですね町としても広報、周知をさせていただきたいというふうに考えております。

現時点でですね、国から出されている基本的な考え方として示されているのが、症状がある方、それからコロナの陽性、検査の陽性者、それから同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため外出を控えること、やむを得ず外出するときには、人ごみを避けマスクを着用することというような基本的な考え方が、現時点では示されております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。また変更等通知等あればですね、丁寧な周知をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

で、感染者の、全数調査が変更されて、年齢65歳以上、基礎疾患のある方、また、妊婦の方などに限定されて、把握されてきておりますけれども、5月8日以降ですね、感染者の把握の方法というのは、

どういふふうに変わっていくのか、一定把握されてると思うんですけども、感染者の把握の方法について、どんなふうに変わっていくのか、掴んでおいでたら、御説明をいただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。1月27日に決定された政府の対応方針におきまして、感染者の把握の方法については、感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行することとされておりまして、以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。定点医療機関においても把握が変わっていくということですが、そういう把握の仕方になったときには、感染者、その動向とか実数はどうなるんでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。まだ、その定点把握、定点医療機関による感染動向の把握がどのように行われるか、まだ示されておりませんので、ちょっとお答えはできかねます。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。またそういうこう移行の段階が発揮した段階での、また通知の仕方について、また、説明等よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あとですね、これまでコロナ感染については国の負担で医療費等が見込まれたと思うんですけども、改めてこの後、2類から5類に変わることによって、感染、感染後の後遺症の問題、それから重症化して医療機関にかかっていく時の、本人の負担といいますか保険適用というのはどんなふうに変わっていくのかですね、現時点で、つかんでおいてるかと思うんですけども、御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。先ほどから説明をさせていただいておりますこの1月27日に決定された政府の対応方針と、これにおいてですね、患者等への対応として、急激な負担増が生じないように、入院外来の医療機関の自己負担分に係る一定の公費支援につきまして、期限を区切って継続することとし、具体的な内容を検討することが示されておりまして、以上です。

新聞報道等にも出ておりますが3月10日、現状3月10日をめぐり、具体的な方針が示されることとなっておりますが、ここ最近ですね新聞報道でもあるように、案としては、一般の方のコロナ検査や、陽性判明後の、治療費については、自己負担となるというような案が出ているようでございます。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。本人負担にこう変わっていくということでありまして、改めて従来の感染症と異なって2類に位置付けられて対応してきてですね、まだその感染が収まってない状況の中で、改めて本人負担になるということであれば、病院に行くことを控えてしまう方も出てくるんじゃないかという懸念するところでもあります。ぜひそういうことも含めて、国の通知が3月10日ということですね、今日の時点では御回答もないんですが、改めてこういう問題については町民に対してもですね、丁寧な説明をしていただいて、対応については、高北病院のほう、先ほどありましたけれども、受診については、継続をしていくということでありました。

ぜひ町民の不安にこう答えていくような体制をですね、国の、あるいは県の通知を踏まえながら、町としてのどう対応していくのかということもですね、町民にわかるように、伝わるようにですね、ぜひ継続して取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

あと、もう一つですけれども、マスクの着用についても先ほど何件かご回答いただきました。本人が判断をするということに国は変えていく方向であります。なかなか本人で判断できない場面というのも、町内の役場の中に入ってくる時、町内のさまざまな施設に利用するとき、それから病院、医療機関等に行くとき、高齢者がおいでる介護施設に行くとき、子供が学校、保育園、学校に通うとき等ですね含めて、さまざまな場面で町民も判断していかなければならないと思うんですけども、そうした全体的なことに関わって、特にマスク着用については、現段階で町としては全体としてこういうことにしていくということがあれば、先ほど説明した他にあれば、加えて御回答いただければというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。一つに、行政、佐川町役場の対応というところで、例えばこの庁舎内に訪れていただく一般町民の方への、マスク着用の部分については、基本的な考え方に基づいて、

各個人のそれぞれのご判断になるというふうには考えております。

一方で、いろんなその町のイベントであるとか、町の町有の施設においてですね、マスク着用を推奨する場面がある場合は、その都度、町長が判断して、協力を求めることというふうになるという、現時点でですね、役場としての対応はそのようになるんじゃないかというふうに思っております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。5月8日以降の対応についてですね、現時点で町長の責任のもとにですね、町内の施設等、あるいは小中学校等、あるいは保育園も含めてですね、さまざまな場面でどんなふうに対応していくのかっていうのは、指示もしていくということでもありますので、ぜひ、そうした対応については早め早めに保護者も含めてですね、そういう指示が届くように、手だてを講じていただきたいというふうに思います。

あとですね最後のほうに、この間、いろいろ熱が出たりなんかした時に、電話をかけて対応していただくのがすごく助かりました。で、こういった町民の不安に答えていくためにもですね、コロナ感染に関わって何かこう相談できる窓口は大変な業務がある、ではあると思うんですけども、当分の間は、ぜひこの窓口については位置付けをですね、ちゃんと担って継続して欲しいなというふうに思うんですけども、相談窓口等の設置の継続についての現時点での対応については、何か検討されることがあれば御回答いただきたいと思っております。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このコロナウイルス感染症に伴いますいろいろな各種の相談窓口については、すいません。国、県、市町村ということで役割分担をして、今まで相談を受け付けをしております。そういった体制を国、県の考え方に基づいてですね、市町村の対応として、町民の方々が不安に思うようなことについてご相談を受けられるような体制はとっていきたいというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。2類の段階でですね新型インフルエンザ等対策特別措置法、措置法に基づいて、さまざまな分野にわたって対策が講じられたのがなくなりますので、ぜひ町としてのそ

ういった対応ってのは町民の求めるところであるかと思えます。ぜひ、業務が大変だと思うんですけども、継続していただきたいということをお願いして、この項の質問を終わりたいと思えます。

2つ目に入ります。

施設の本体工事や進入道路工事の施工業者が決定をし、昨年10月、11月の地元説明会も開催されているところであります。10月の全員協議会でも、議員の皆さんからさまざまな質問が出ました。私も全員協議会では、県やエコサイクル高知に対しまして、本体工事費14億円の削減に関する事、また、12月定例会では、の一般質問では、地域振興策などについて質問したところであります。

進入道路の入口の建設工事が始まり、旧鉾山道路の霧生関の入口や待機場にも交通安全対策で人が立たれ、交通整理もされているところであります。県は、確認書等環境協定書に基づいて、将来にわたり下流域で生活している住民の安心安全を最優先して保障していくという、住民の皆さんにも公言をしてきているところであります。施設の耐震性、耐久性に想定外が起きないように、町としても、建設の過程をしっかりとチェックしていくことを、続けていって欲しいということをお求めおきたいというふうに思えます。

そして、施設の建設には、専門的な知見を必要とすることが多いと思えますが、県、エコサイクル高知に対して、町として関わるさまざまな場面で私たち住民にもわかる丁寧な説明を引き続き積み重ねていって欲しいということをお求めおきたいと思えます。

そのことを踏まえて、10月末の全員協議会で、本体工事費14億円の削減について質問したところであります。エコサイクル高知の説明では、本体施設の耐用年数をコンサルが40年、50年と過大に設定したものを20年稼働して、10年で閉鎖するので、外部の部材や塗装の仕様などを見直した。そういった質問があれば、丁寧に説明していくという返答もありました。

その後、11月と今年の2月に開催された2回の環境保全等連絡協議会で、本体工事、この14億円の削減に関する事について、エコサイクル高知からの説明、あるいは参加された方から質問がなかったのかどうか、御回答いただきたいと思えます。

町民課長（山本壽史君）

橋元議員の御質問にお答えさせていただきます。昨年11月15日に開催されました、環境保全等連絡協議会におきましては、施設の

概要や処分場及び進入道路整備工事の交通安全対策や環境保全対策について説明を行った後で意見交換を行いました。その場におきまして、本体工事費 14 億円の削減に関する説明は行っておりません。また、この件に関し、委員の方からの質問はありませんでした。

なお、本体工事削減、本体工事削減につきましては、一昨年 12 月に加茂地区で開催された住民説明会におきまして、エコサイクル高知及び高知県から住民の皆様に対して説明を行っております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。一昨年になりますかね 12 月の段階でエコサイクルのほうから地元には説明があったということでありました。連絡協議会等でいろいろ意見交換もされていると思うんですけども、議会に対しても全員協議会で、昨年、説明を受けた段階で非常に間があきながら工事も進んでいるところであります。

この間、先ほどの行政報告で、2 月 21 日の第 2 回連絡協議会の内容は地元へも回覧するというふうに町長も答えておいでました。こうした連絡協議会の内容っていうのは、議会や加茂地区以外の町民への周知はされないのかどうか、検討もされていないのかどうか、御回答いただければと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。環境等保全協議会の議事の内容等につきましては、必要に応じましてまた議会等にも説明していくようにいたしますのでよろしく申し上げます。

5 番（橋元陽一君）

はい、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。エコサイクル高知のほうも、月 1 で今、進捗状況等を広報と一緒に折り込みで連絡もしていただいているところであります。こうした動きをですね、ぜひタイムリーに知らせていただきたいなというふうにも思っております。

次にですね、昨年 10 月にいただいた資料の中に、高知市の概略スケジュールが提示もされておりました。完成供用開始の時期について、現時点で変更がないのかどうか。町としてどんな説明を受けておいでるのかどうか、何かあれば、ご回答いただければというふうに思ひます。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。エコサイクル高知からは、処分場の施設本体工事、進入道路整備工事とも現時点では、当初の施工通り進んでおり、令和4年10月の説明会で説明しました通り、令和7年8月末の完成、9月ごろの供用開始と、開始を予定していると聞いております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。現時点で提示されているスケジュールには変更がないということであります。

一昨年、2021年の12月の説明会資料では、日高エコサイクルセンターの埋め立て終了期間を、2025年、令和7年6月末ごろと見通しを立てて説明がありました。この間、どこかで遅延していくことの説明があったのかもしれませんが、私が聞き漏らしてるのかもしれませんが。

この3カ月間、埋め立て期間が延長し、完成、供用開始の時期も3カ月ずれてきておると私は見てるんですけども、何かそのずれた経過について町として説明を受けていることがあれば、御回答いただければと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。エコサイクル高知からは、日高のエコサイクルセンターの埋め立て終了時期につきましては、令和3年12月の住民説明会の時点では、廃石膏ボードのリサイクルが進展した令和元年10月から令和3年9月までの埋め立て実績に基づく試算により、令和7年6月末と推定している。

しかし、これ以降も、さらに廃石膏ボード等の受け入れ量が減少した結果、令和4年3月末までの埋め立て実績に基づく試算では、新処分場等の整備が完了する令和8年、失礼しました、令和7年8月末まで延命化が図られる見込みとなったと聞いております。

また、不測の事態による工事延長の工事期間の延長にも備えまして、今後もしリサイクルを推進し、さらなる延命化を図るということも聞いております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。工事が始まる段階です。工場専用道路の旧鉾山道路の本体建設予定地の入口のところが崩壊したことがあって、私はそれでおくれたのかなというふうにとらえていたんですけどそうではなくて、うまく埋め立て期間が、廃石膏ボードの埋め立て量が減少し

ていく中で、延びたことに合わせて、いわゆる当初の予定から比べたら、不測の事態をよくして、3カ月終了したというとらえ方でいいの。崖崩れ、崩壊したことが原因ではないというふうに確認していいんですね。

町民課長（山本壽史君）

はい。その通りでございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。そしたら次の問題であります。

施設本体の契約金額は税込みで77億3,850万円ぐらいで進入道路については、5億3,600万余の予算が組み込まれて、業者も決定して、進行したことになりますが、この金、要は契約金額についてですね、これから物価高等含めて想定されていくと思うんですけども、この予算がさらに上積みをされていくということなんかについての説明等は、現段階であるかないか、御回答いただければと思います。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えさせていただきます。処分場の施設本体工事に関する経費につきましては、昨今の社会情勢による資材等の価格高騰の影響が今後生じてくる可能性はありますが、現時点において施工業者からの具体的な協議はなく、契約金額の変更はしていないとエコサイクル高知のほうから聞いております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

現時点での金額の変更はないということでありまして。さらにですね、2021年12月の説明会の資料の中にありますが、いわゆる工事用専用道路鉾山道路の工事をですね2億2千万円の予算を組んで、工事が進んでいると思うんですけども、この鉾山道路の工事の進捗状況等どうなっているのか、予算はこれで足りてるのかどうか含めてですね、説明を受けておれば、説明いただけたらというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。エコサイクル高知からは、施設本体工事の資材運搬等で必要となる工事用道路の整備につきましては、令和3年2月に開催しました住民説明会でさせていただいた通り、工事用道路の斜面对策工事を、処分場本体工事の着手に先行して実施しており、令和3年3月に株式会社晃立と、工事請負契

約を締結し、令和4年1月に完了したと聞いております。

また、工事用道路の部分的な拡張や道路路面の整備等につきましては、施設本体工事の中で随時実施実施していくと聞いております。

なお、2.2億円の予算についての変更があったかどうかについては、変更があったというようなお話は聞いてません。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。

続いて、11月の連絡協議会で、長竹川の治水に関する質問も出ていたということの報告を受けております。

この本体施設の東側に設置される調整池は、100年に1度の降雨も調整できるとして説明も受けているところでもあります。この調整池から長竹川の支流の谷川に流す、流量っていいですか、どのくらいになるのかですね、例えば、最大値、100年に1度の雨ということで、時間雨量166ミリを想定して調整池の何ていうんだらう、溜める量といいますか2万立米ぐらい想定をされてて、設置をされていくと思うんですが、こっからこういう場面で流れていく流量っていうのは、どの程度になるのか。その流量増加する流量に合わせてですね、この谷川も当然改修工事も検討されていくと思うんですけども、こうした、調整池から長竹川に流れていく谷川の改修工事等についての説明は住民会で何か説明されてるかどうか、御回答いただければと思います。

町民課長（山本壽史君）

お答えさせていただきます。防災調整池の整備につきましては、橋元議員もすでにご存知かと思っておりますけど、処分場の整備に当たりますと、山を切り開くことなどによって、降雨により処分場を含む流域から河川に流れ込む水の量が増加するために、エコサイクル高知では防災調整池を調整し、長竹川の支流に流れ込む前に水の量を調整することで、100年に1度の大雨が降った場合でも、河川に流れる水の量を、処分場を整備する前と比べて少なくできるように計画しております。このことにより、このことについては、昨年10月に開催しました住民説明会において説明を行っております。

具体的な流量につきましては、エコサイクル高知からは、100年に1度の大雨が降った際、処分場や進入道路を整備する流域から、谷川に流入する量は、整備前では毎秒約4.56立方メートルですが、整

備後は、防災調整池の効果によって毎秒約 4.44 立方メートルに軽減されると聞いております。

また、流量が増加しないために、谷川の断面の拡幅等の工事は実施しないとも聞いております。以上でございます。

5 番（橋元陽一君）

はい。そしたら平面図で示されております調整池から長竹川に流れていく支流の谷川のところには特に工事は入らないで今のままでいけるといふふうに捉えたらいいんですかね。

町民課長（山本壽史君）

谷川の工事についてはそのように聞いております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。現時点でそういうことで、解釈をし、捉えておきたいというふうに思います。

最後の質問ですけれども、エコサイクル高知が毎月 1 回、一応広報を出されております。この環境モニタリングの中でですね、2022 年 11 月 25 日から 12 月 27 日の降下ばいじんが、1 カ月前のデータと比べて、約 5 倍以上に増えてる状況が記載をされております。

この増えた原因についてですね、何か、何も説明がありませんので、どうしてこういうふうに、バツとこう 5 倍以上に増えたのか、何か説明されていることがあれば、御回答いただければというふうに思います。

町民課長（山本壽史君）

はい、お答えさせていただきます。環境モニタリングのうち、降下ばいじんの測定結果につきましては、掘削等の本格的な工事開始前の令和 4 年 10 月 25 日から 11 月 25 日の間がひと月、1 平方キロメートル当たり 0.25 トンとなっております。

他方、掘削等を開始した後の 11 月 25 日から 12 月 27 日までは、橋元議員がおっしゃるように、1.35 トンと増加しておりましたが、最新の結果である 12 月 27 日から令和 5 年 1 月 4 日のひと月では、0.24 と 0.24 トンとなっており、工事開始前の数値を下回っております。

このことについてエコサイクル高知からは、降下ばいじんの量については、風向や湿度等の気象条件によって、一定の幅で変動するものであり、令和 2 年の環境影響評価の際に、長竹公民館付近で測定した結果におきましても、測定時期によって、0.3 トンから 1.9 ト

ンまでの一定の変動幅が変動幅が確認されております。

この、このことから、現時点までの3回の測定結果の変動につきましても、気象条件等の影響によるものであり、工事による大きな影響は出てないものと考えていると、エコサイクルのほうから聞いております。

また、工事の施工に当たりましては、引き続き排ガス対策型の重機の使用や散水等の対策を実施するとともに、測定結果を注視しながら、周辺家屋等に影響を及ぼさないように取り組んでいくと聞いております。

なお、環境モニタリングの結果につきましては、県エコサイクル高知からのお知らせを毎月町広報配布時に合わせまして、町内全戸に配布することで、周知を図っていただいているところでございます。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。ありがとうございます。エコサイクル高知からの毎月の広報等についてもですね、数値がこう並べられてですね、数字だけなかなか見るのも見にくい画面見にくいのかなと思います。

一言、例えば、何かコメントしていただくとかですね、こういった急激に数値が変わった時には何か一言説明があれば、もっと受けとめやすいのかなというふうにも思いますので、そこら辺を含めて、御配慮いただければというふうに思います。

県は、環境基本条例を策定をして、県内の環境保全に向けての一つの指針を持っております。本来、県の施設ですので、その適用を受けると思うんですけども、加茂地区や黒岩地区など佐川町の浸水地域を抱えている本町としてですね、環境協定書をもとに、施設もこれから作られていって維持されていくと思うんですけども、住民、加茂地区だけの皆さんだけでなくですね、流域住民の、皆さんの暮らしや安心安全の未来を守る観点からもですね、佐川町として独自の観光基本条例の制定を検討していく段階に来てるんじゃないかなと私は捉えているところであります。

この結果につきましては、全国的な動向も、自治体が独自に環境条例を作っているところもありますので、もう少し私も勉強して、全国的な動向も確認しながら、引き続き取り上げていきたいということをお伝えして、この項の質問を降りた終わりたいというふうに思います。

3つ目の質問に入ります。

1月31日付の締め切りで、これからの介護保険のための調査、介護予防、認知、日常生活、生活圏域ニーズ調査の題目でですね、65歳以上で、要介護1から5の方を除いて町民全体に対する悉皆調査が行われております。私もその対象者で受け取りました。今回の調査は、第9期の介護保険事業計画を策定に向けて行われたものと聞いております。3年前に策定された、現在進行されてます第8期の同事業計画を立てる時にもアンケート、アンケート調査が行われているところでもあります。

で、本来現在進行中の第8期の計画の事業内容とか、進捗状況等を重ねながら、こうした質問調査についてはですね、質問をしていくべきだと思うんですけども、時間的余裕がなくて、中身について、事業計画の中身ついで重ねながら、質問はちょっと難しくなっております。アンケート調査のことに関わってのみ質問をさせていただきたいと思います。

現在、現時点でアンケート調査を終わっておると思うんですけども、回収等についてですね、どれだけの回答があったとか、回収率とかわかってたら、先にお答えいただけたらと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。回収率については現在、数字を手元に持っておりませんが、3割から4割ぐらいの程度であるというふうには認識をしております。以上でございます。

5番（橋元陽一君）

回収率を比較することも難しいですけども、第8期でのアンケート調査の目的や実施形態等、概略で構いませんので御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この第8期につきましても同じ調査をしております。

調査につきましても、2種類ありまして、このまずですね計画策定のために、ごめんなさい。この2種類の調査はですね、計画策定のため基本的に全国統一の様式や設問項目で実施されておりますニーズ調査というものでございます。ですので、任意のアンケート調査ではないということはお断りをさせていただいた上で、まず一つ目なんですけれども、介護予防日常生活圏域ニーズ調査と

いうものがまず一つあります。

このニーズ調査につきましては、65歳以上の町民の方に対して、高齢者の状態や自立した生活を送る上での課題、今後の意向等をより的確に把握するために行うもので、要介護認定を受けられている方以外の方を対象としております。

もう一つ調査がありまして、在宅介護実態調査というものがございます。これは、高齢者を地域で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを進めるために、在宅で要介護1から5の状態にある高齢者の介護を行っている方の実態把握を目的に行うということでこの2種類が、第8期で行われてます。

で、第9期も同じ調査を行っております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい。第8期と第9期の調査、項目等を含めてですね継続して同じものが行われていくということではありますが、第9期に向けたこの今回のアンケートについては、新しい項目を設定したとかいうことはあるのかなのか、御回答いただきたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この調査につきましては、必須項目のほかにですね、市町村が独自でアンケートといいますか、質問項目ですね質問項目を、構えることができます。第9期については3点ほど追加をしております。

一つ目はですねあつたかふれあいセンターについて聞いております。地域での活動で重要となります、佐川町内のあつたかふれあいセンターの活動の認知、認知度、それから参加の把握のための追加をしております。

それからもう1点、認知症について、これ認知症の相談窓口の認知度の把握のために追加をしております。

それから3点目について、自身の判断力がなくなったり、人生で最期を迎える時のことについての具体的な準備についてということで、これはですね第8期でも同様の項目がありましたが、これは有りなしのみの項目であったため、具体的な内容についての追加をしております。以上3点を変更しております。

5番（橋元陽一君）

はい。新たに3点を加えて今回実施が行われたというところがあります。で、今回のアンケートについてはですね、アンケート用紙の

表紙に、個人の名前があり、そして番号も右上に記載をされて、アンケート調査が行われました。

このこうしたやり方の目的ってというのは、固有名詞を挙げてナンバリングして調査をされたということについての目的があれば、御説明いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。このニーズ調査については、基本的に個人名記名式での調査が基本となっております。

その中でですね佐川町においては、具体的には調査票のところに、個人のお名前の、1ページ目ですね、お名前にシールを貼ってそのまま窓開けの封筒で、お送りをしてそれを郵送で返送していただくというやり方になっております。

その目的といいますか、理由はですね、基本的には記名式、お名前をですねそのままこちらのほうが記載をして返信をしていただくということについては、この回答の精度が上がるというふうに一般的に言われております。

それから記名式についてはですね、居住軸、年齢とか性別の属性を詳細に分析ができるというようなことがございます。

それから、佐川町においては自由記載欄を設けております。これがですね個人名が書かれた調査票でですね、こちらのほうに届けられると、自分の意見が届くというふうに感じてもらえるというふうなこういったもろもろの点を考慮しまして、今回、記名式のほうにお名前を伏してですね、出ささせていただいているということでございます。

5番（橋元陽一君）

アンケート用紙、集計していく段階でのデータの分析の視点で、記名式の方法を取ったというふうに解釈したらいいのかなと思うんですが。

私がこれを回答するにあたってですね、町民の側からこう言いますと、非常に大事な事業計画を策定する作業だと思うんですけども、個人のデータがですね、丸々こう出ていくということになるのかなというふうに思います。

質問項目もかなり踏み込んで項目が並べられております。

こうした個人のから集計したデータがですね、分析されていくと思うんですけども、この個人のデータ、第8期の事業計画、ざくっ

と見ても、個人のデータとあんまり直接関わりがない分析かなと思って、この質問を立ててるんですが、改めて記名式で得た事業計画を策定する段階で、具体的にどんなふうに活用するのかな、何か構想あると思うんですけども、そこら辺を説明いただけたらというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この記名式についてはですね基本的な国の調査のガイドラインがあってそれに基づいて実施をしております。

その中で、データをですね入力する中で、先ほどもちょっと申しましたが、年齢別とか男女別、それから地区別のクロスした集計がより可能になってくると。ニーズを細かく分析をして、地域資源を活用した介護サービスの検討、それから高齢者福祉施策の見直しを検討する際に、重要なデータとなっておりますということでございます。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。先ほども、今回追加した質問の中にもですね、あったかふれあいセンターのこの関わりも調査をしていくということであり

ます。5つのあったかふれあいセンターとリンクしていくということであれば、その居住区の把握は必要かなと思うんですけども、個人名まで必要なのかなと改めても疑問を持つところところでもあります。

こうして記名式で番号を振って、回収していく段階で、今3割程度から4割の回収率というふうになりましたけども、それでデータが分析されていくと思うんですけども、身体に関わる本人や家族の身体に係る状況、歯の数とか入れ歯の使用の状況、それから病気や後遺症の種類などですね、こうしてアンケート項目を並べてみますと、まるで病院のカルテみたいなような感じを私は直接受けたところでもあります。

こうしたアンケートのやり方についてはですね、もう少しなぜここで記名式でやるのかという説明もありませんので、こうした説明するのは当然必要じゃないかなと思っているところでもあります。

こうしたやり方について、私の周りでは、不信感を持たれてですね、出さなかったという方もたくさんいらっしゃいます。

で、こうしたアンケートをやる場合に、これほどの詳しいアンケートやる場合については、さらにもう丁寧な説明が必要じゃないかなと思っているところではありますが、そこら辺、課長の立場で見解はいかがでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この個人情報を記載をしていただいて、個人の名前を貼ったラベルでですね、送りをしていただくというやり方については、少し私もですね少し配慮が足らなかったかなというところがございます。

やり方についてはですね、番号を付して、お名前をですね、そのままお名前のついた調査票を送り返していただくことのないような形でですね、番号と紐づけをして、お返しをしていただくという方法も考えられるというふうに思いますので、それはですね改善の方法でどういうふうにやっていったらいいかということは検討させていただきたいと、いうふうに思います。

ただデータを入力する際にですね、どうしても国のシステムへ入れ込むときに、この方がどういう変化をしているかと、どういう介護状態になっているかどうい生活をしているか、先ほどちょっと歯の情報もありましたけれども、口腔の状態がどういうふうに変化しているかというふうなことを、調査をする基礎的なデータになりますので、全くそのアンケート調査ということで、個人名がわからない状況でこちらの方が受け取るということでは、ニーズ調査の目的が達し、達せないということもありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

5 番（橋元陽一君）

今こうやってやりとりをしていけば、その趣旨とかをあまり一定こういう受けとめていける部分もあるのかなと思うんですけども。

やり方についてですね、やっぱり不十分さもあったということも、先ほど発言もありました。

で、あとですねさらにアンケートの中にあるんですけども、個人情報を守るということでありましたけども、町で適切に管理するというふうに書かれていおります。

具体的な管理する方法とかですね期限とか、あるいは今回のデータについていつまで保管をして破棄するのか、破棄の仕方はどういうふうにするのか。この調査を請け負った委託業者との、に、って

集積されてくると思うんですけども、そういった委託業者との関係を含めてですね、どんなふうにこれから対応されてるのか御回答いただきたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

このニーズ調査の回答用紙につきましては、このデータの管理については計画期間内、3年間になりますが、その間は鍵つきの健康福祉課の書庫、こちらの方において、厳重に保管管理を行っております。

また期限が過ぎて破棄する場合については、健康福祉課の職員が直接、こちら、高吾北清掃センターの方の焼却場所に持ち込んで廃棄確認を行っております。

そして、計画策定業務に携わっていただく委託業者とはですね、秘密の保持についての条項のある業務委託契約を結んでおります。

また今回、業務委託、業者についてはですね一般財団法人の日本情報経済社会推進協会による、より個人情報の適切な取り扱いを実施している、やることを認定するプライバシーマークを取得することを要件にしておりまして、佐川町の個人情報保護条例についてもご理解をいただいて、業務に当たっていただいております。以上です。

5番（橋元陽一君）

はい業者との契約との中でですねそうした約束のもとに、実施されてきているというふうには把握できるんですけども、データ化されていきますので、データの管理についてはですね、さまざまなトラブル事故が起きている現状でもあります。そうしたことを踏まえながら、今、慎重に丁寧に、データの管理、処理等については手続きをされていくんであろうというふうに、想定をしているところであります。

この厚生労働省のデータベース内にも登録し、必要に応じて集計、分析していくというふうな説明文もあります。この厚労省との関係ってというのは、健康福祉課とのこういう集計や分析の対応の仕方についてはどんなふうな約束事で行われてるのか、簡単で構いませんので御説明いただけたらと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。厚生労働省のデータベースという

のはですね、地域包括ケアの見える化システムというのがあることでございます。これは各全国のですね市町村の介護保険事業計画の策定、実行を総合的に支援する国の情報システムになっております。

このシステムには厚生労働省から配布されたフォーマット、これがある各市町村ニーズ調査の結果をですね、入力して、CSVデータによって登録を行うという流れになっております。

その中でこの見える化システムの管理は、厚生労働省が行っておりますが、利用する市町村、もうこれがですね全国との比較データ比較とかできてですね、全国の市町村の例えば同じような人口の地域の状況というものを比較できるシステムになっておりますが、そういったものをですね、市町村が利用する際には、個人情報個人が識別できないという形での取得になっておりまして、厚生労働省の方で十分に管理をされているというふうに考えております。以上です。

5 番（橋元陽一君）

はい。今回の調査についてですね、3年前のことを少し忘れておりますので、3年前もこういう記名式だったのかつてのは記憶がないまま、今回周囲の方々からさまざまな不安、不信の声が上がってですね、確認をさせていただいたところであります。

この調査の目的で介護保険事業計画を本当に、第8期も一応ザクッと読ませていただきましたけど、かなり丁寧な事業計画が立てられて、現在も進行中だろうなというふうに、思っているところであります。

ぜひ先ほどもありました、個人の介護の変化の状況も把握するというのもありました。

町民の皆さん一人一人に手が届くような介護事業が実現していくように、そのために必要な、調査だと。調査の仕方についてはもう少しやり方もあるんじゃないかなという回答もしておりますので、記名式特にこういう記名式の調査等については、実施する前に、十分に検討されて、配慮もされて、町民に伝わるような趣旨が伝わるようなですね、やり方をぜひ検討していただきたいなということを求めまして、私の質問を終わります。

一応これで、今回の議会のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

以上で5番、橋元陽一君の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時48分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き10番、森正彦君の発言を許します。

10番（森正彦君）

マスクを外させていただきます。

10番議員の森です。通告に従い質問させていただきます。

令和5年度の一般会計予算は85億7,900万円となっています。この予算の概要と特徴、新たな事業をお聞きします。まず、町長に令和5年度予算を大まかに説明していただきたいと思います。概要ですかね。お願いします。

町長（片岡雄司君）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。令和5年度の予算につきましては、行政報告のほうでもご報告をさせていただきましたが、コロナ禍の長期化や、原油価格の高騰、物価高騰等の影響に伴い、不透明な経済状況の中ではあっても、第5次の佐川町総合計画の8年目としまして、これまでの7年間に実施をしました事業の総括に基づく事業、事務事業の見直しを行った上で、事業の優先度を公平公正に考慮し、町民の皆さんに密着した必要な施策を実施、着実に推進するため、本町の今後の財政状況と社会経済の情勢の変化を踏まえるとともに、決算額や予算執行状況などを精査し、限りある資源を、最大限に最大限有効に活用するように編成をいたしました。

令和5年度の大きな建設事業としましては、これまで、実施設計との、運営の基本計画の策定を進めてまいりました新文化拠点、図書館の建設工事を開始することと、佐川小学校放課後児童クラブの新設工事を実施することとしております。

このほか、NHK連続テレビ小説らんまんの4月からの放映開始を踏まえまして、観光客増を見据えたイベントや町内周遊バス運行

など、牧野博士を顕彰する事業を実施し、コロナ、新型コロナウイルス感染により落ち込んでおりました観光振興、産業振興を進めていくこととしております。

またこれまで実施してまいりました学校給食及び保育所、保育園の副食費の無料化などの子育て支援、橋やトンネル、農業水利施設等の長寿命化や修繕、道路の改良、耕作放棄地対策や飲料水供給施設整備等に係る補助事業など、住民の皆様の生活に密着した政策、政策にもしっかりと予算配分を行いまして住みやすい佐川町住んでよかった佐川町と思っただけのようにして参りたいと考えております。

そのことにつきまして、役場もとより関係機関や住民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

10 番（森正彦君）

はい。簡潔に答弁いただきましてありがとうございます。総合計画に基づいて、今年特有というか、やっていかなければならない事業、それをもう、基本的にはしていくと、そして継続していくものもあると、いうことでございます。

町長が概要を説明してくれましたが、もう少し詳しい、5年度予算の概要と特徴をお聞かせいただきたいと思います。総務課長お願いします。

総務課長（片岡和子君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、当初予算の概要といたしましては、一般会計の予算規模、こちらのほうですけれども、こちらのほうは、過去最大規模でございました前年度に比べまして、6億2,453万3千円、6.8%減額の総額85億7,941万1千円となっております。

減額の主な要因といたしましては、本体建設工事終了によります、佐川町道の駅整備事業の11億2,531万円。こちらの減額によるものとなっております。

一般会計の令和5年度予算につきまして、もう少し詳しい概要と特徴について御説明をさせていただきますと思います。

歳入におきましては、町税は前年度より2,041万7千円増の11億4,105万9千円。地方交付税につきましては、前年度と同額の29億円、国庫及び県支出金につきましては、前年度より3,083万7千円

増の、1億、失礼しました。19億7,465万2千円。そして町債は、道の駅整備事業の減額に伴いまして、前年度より、1,735万5千円減の7億8,011万4千円を計上しておりまして、財源不足に対する財政調整基金からの繰入金は、前年度より、563万9千円増の2億4,732万4千円となっております。

歳出の特徴といたしましては、観光、産業振興、それから教育や子育て支援など、町民の皆様の生活に密着した必要な施策について、より重点的に予算を配分した内容となっております。主要な事業といたしましては、令和6年度までの2カ年で建設予定の新文化拠点図書館整備にかかる経費、こちらの方は令和5年度分といたしまして、3億3,867万3千円。そして佐川小学校放課後児童クラブ施設の新築整備に、整備にかかります費、経費は1億3,649万1千円。さらに、NHK連続テレビ小説らんまんの放送を契機に、観光振興や産業振興、また、交流人口の増加につなげるため、観光客増を見据えた、イベントや町内周遊バスの運行を実施する牧野富太郎博士顕彰事業といたしまして、3,065万7千円を計上させていただいております。以上でございます。

10番（森正彦君）

はい。新規の事業は、ございませんでしょうか。お願いします。

総務課長（片岡和子君）

新規の事業について申し上げる前に、大変申し訳ありません。

先ほど申し上げました、町債の金額なんですけれども、道の駅整備事業の減額に伴いまして、前年度より1億1,735万5千円減と申し上げたようですけれども、正しくは7億1,735万5千円減の間違いでしたので大変申しわけございませんでした。訂正をさせていただきたいと思います。

そして、御質問いただきました新規事業、こちらにつきましては、安定した生活用水確保及び水質改善のため、古畑、舟床地区の飲料水供給施設を改築する費用といたしまして、9,003万5千円。また老朽化いたしました佐川駅前ビルの解体に係る経費としまして、5,794万円を計上しております。以上でございます。

10番（森正彦君）

新しい事業の中でですね、古畑、舟床地区の飲料水供給施設改修工事、9,344万円計上されています。この両地区は、こういった工事、費用対効果では計ることのできない生活支援ともいえるものと

思います。考え方、そういったことの考え方と、工事の内容についてはですね、これは町長が、町民の意見をよく聞いて、施策を講じていきたいと言っておられましたので、町長にお答えしていただきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。やはり生活に密着した、ところは大事大切なところでございます。

まだ町内にはですね、飲料水等を山水、井戸水を使いの方で、大雨のたびにですね、飲料水が濁ったり、渇水期になると、水源が枯渇したり、水が出なくなったり、あるいは地元で管理をされておる供給、給水施設の施設が老朽化により幾度となく修繕が必要で、多額の費用負担がかかっておったりといった生活をする上で欠かすことのできない命の水に、対して日々不安や不便を感じながら生活をされている方が多くございます。

私は同じ町民であって、生活をするための命の水に困っている方がおいでることはあってはならないことであると思っております。そういった思いから、松浦議員からも御質問、御提案がありましたが、いわゆる水道未普及地域の解消に向けても今年度から取り組んでおりますし、また、この飲料水供給施設につきましても、改築計画に沿って、本年度から古畑、舟床の2地区の工事を進めていくことは非常に大切なことだと思っております。それぞれの地区の方の御支援にもつながると考えております。

また工事の内容につきましては、概要になりますが、より良質な水を安定して供給できるよう、塩素滅菌の施設や水をろ過し貯留させる施設などを改築、増改築する工事を予定しております。

今後におきましても、住民の皆様の生活に密着した事業や、御要望にお答えできるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

10番（森正彦君）

はい。本当に水ってのは大事。生活していく上では大事なものでありまして、県のほうも、中山間地域対策というのは必ず出てくるわけですが、ま、佐川町においてもですね、隅から隅まで、いや、のほうまででもきちんと生活が文化的な生活ができていくってのは非常に大事なことだと思います。1人は万人のため、万人は1人のため、その地域で生活をしていきたいというのがあれば、みんなで支援し

ていくっていうのは、行政として、大変大切なことだと私も思います。こういった施策は、町民の安心にもつながることで、私は非常にいい施策だと思って評価したいと思います。

細かいところまで、気をつけるということに関して、少し言わせていただくとですね、農業、一つ農業とってみますと、農業は大規模化、これからは大規模化が必要だよと、よく言われますが、大規模化とあわせですね、小規模の農家の存在も大変重要であるわけがあります。小規模農家の生産量は、大規模農家のそれをしのぐ量が、これは日本でもあり、日本でもそうですし世界的にもそうなのです。小規模農家の家族経営農業、そういったものを非常に企業経営、大規模経営、なくしても非常に重要なものであるということでございます。食料を支えているということでもあります。

米の生産においてもしかりでありまして、今、中小の稲作農家が、継続を断念した場合にですね、それをカバーする大規模な経営体は、佐川町では備わってないわけです。そしてですね、大型化機械が使える土地基盤の整備もあんまり進んでいません。いけません。そういった小規模農家も、ついては、後継者不足もありますのでね、いずれ離農する可能性は高いわけですが、今を救うということも非常に大事で、いかに継続してもらおうということが大事。それと、小規模農家でも、それなりの機械化ができる圃場整備、そういうことの準備も非常に大事であると思っております。その辺りにも、目を向けておいていただきたいと。佐川町の農地を荒らさないための施策を念頭に置いておいていただきたいと思っております。

予算編成方針を見せていただきました。国の動向と地方財政計画とありまして、国のほうは新しい資本主義を起動する。人への投資と分配。科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーションへの投資、デジタルトランスフォーメーションへの投資を5つの柱とし、経済、財政一体改革を着実に推進するとしています。私にはよくわかりませんが、この中で佐川町が取り組んでいるもの、取り組もうとしているものは、あるのか、副町長にお聞きしたいと思います。よろしく願います。

副町長（田村正和君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。国の経済財政運

営と改革の基本方針、2022いわゆる骨太の方針 2022における重点投資分野に関連する当町の取り組みを、の主なものについてお答えをさせていただきます。

まず人への投資です。質の高い教育を実現するものとしまして、令和4年度より奨学金返済支援事業助成金を実施しております。本年度多くの申請をいただいておりますが誰もが家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境づくりに加えて、若年層の地元への定住、就業の促進へとつなげる取り組みを行っております。

次にグリーントランスフォーメーションです。この取り組みにつきましても、公共施設の維持管理におきまして、これまでも電気使用量削減のために、LED照明などへの切り換えを実施しております。令和5年度につきましても、斗賀野及び黒岩小学校の体育館、それから佐川地質館においてLED化に係る予算を計上しております。また建設段階におきましても新文化拠点、いわゆる図書館には県産材の木材を全面的に活用するなど、環境に配慮した取り組みを行っております。

最後にデジタルトランスフォーメーションです。この取り組みにつきましても令和4年度におきましては、特に住民の方の利便性の向上に役立つと考えられます子育て、それから介護関係の手続きなどをマイナンバーカードを使って、オンラインで申請、届け出、申し込みなどができるように、新たに申請管理システムの導入等を環境整備を行って、あわせて本定例会に情報通信技術を利用する方法により、手続きを行うために必要となる事項を定める条例を提出させていただきます。令和5年度におきましては国の自治体DX推進計画に対応する地方公共団体情報システムの標準化共通化に向けた準備を進めてまいります。また今後、当町にあったデジタル化を進めていくにあたり、先進的な取り組みをしている自治体への視察研修も予定をしております。

少しでは少しずつではございますけれどもそれぞれについてできるところから取り組みを進めているというのが現状となっております。以上でございます。

10番（森正彦君）

はい。よくわかり、その国の言ったところが、よく私には理解できてなかったんですが、そういうことなんですね。少しずつこれは取り組んでいく中で、やっぱり少しずつか、今後急激かわかりませ

んけれども、取り組みが変わっていくということの、ことになるのかなというふうにお聞きいたしました。

県の濱田知事も、グリーン化、グローバル化、デジタル化ということを行っています。こちらのほうはもう少しわかりやすいですが、私後期高齢者ですので、大きく社会の構造が変化は、先ほどは少しずつ取り組むと言っていますが、全体見てると何か、社会の構造が変化していくことが伺えるような状況になっております。時代に乗れおくれることないよう、情報収集、動向調査、分析等を行い、必要があれば、一步踏み出していくことが大事だと思います。この質問の最後なんです、そういった時代の変化についていっていただきたいと。

で、職員の皆様は日常、多くの業務の中で余裕もないかもしれませんが、次の時代へも向かっていっていただきたいと思います。

予算については、これで終わらせていただきます。

次に、みんなで福祉のまちづくりについてお伺いします。みんなで福祉のまちづくり、佐川町福祉計画、行動計画は、5年間の第三次計画が令和5年度で終了します。5年度は第四次の計画策定をしなければなりません。で、第一次は組織づくり、第二次は拠点づくり、第三次は仕組みづくりを目標として、町の地域福祉の充実に取り組んできました。

まず、この取り組みを振り返っての成果を、健康福祉課長、答弁をお願いします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。この地域福祉関係の計画につきましては、名前がですね、地域福祉計画、これは行政のほうがつくる地域福祉計画と、あと、地域福祉活動計画という社会福祉協議会と一体となって住民の方々が作ると、というような計画の二本立てになっております。で、第三次からですね、地域福祉アクションプランということで、これを一体的に計画、アクションプランという名前で佐川町は策定をしております。

第一次計画になりますが、これは平成20年当時だったと思いますが、これは計画の準備段階から地域の座談会、それからワークショップ、こういったものを多く開催して、多くの住民が計画に関わることで、イベントを通じた仲間づくり、それから、例えば自主防災組織、こういったものに代表される組織づくりが進んだというふう

に考えております。

それから、地域での盛り上がりが活動がですね、盛り上がりを感じてる中で策定をいたしました第二次計画、第二次計画では5地区に住民の活動拠点の整備が盛り込まれまして、集落活動センターやあったかふれあいセンター、そして夢まちランドといった地域の拠点整備につながりました。また、ワークショップの手法を使って、拠点の整備を検討する中で、各地域を活動拠点とする地域組織が生まれ、5地区すべてに地域福祉を担う受け皿が生まれました。

で、第三次計画で目標といたしました仕組みづくり、これについては、コロナ禍で人が集まる機会が奪われまして、必ずしも計画通りには進んだとは言いがたいですけれども、斗賀野地区から始まったお助け大作戦、これが今年度に入って他の地区にも広がりを見せており、少しずつ助け合いの仕組みづくりが進んでおります。組織づくりから始まった取り組みが、各地域に拠点と組織がしっかりとできて、今はそれを基盤とした仕組みづくりが進んでおりまして、全体として、計画は順調に進捗しておるというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。計画は順調に進んでるということですが、先ほど私の質問で、佐川町福祉計画と言いましたが、これは佐川、正確には佐川町地域福祉計画、そして行動計画といいましたところは佐川町福祉活動計画ということですので、訂正をさせていただきます。

第一次は組織づくり、これ非常に重要な第一歩なわけですが、それが各地区に、住民組織ができました。このことは、高知県内にとどまらず、全国的にも高い評価を受けています。

そして次に拠点づくり、あったかふれあいセンターを町内各地区に設置しております。これも県内ではない充実ぶりで、地域福祉の活動の拠点となっています。このあったかを拠点として行政の行政と住民が連携して、地域福祉の課題に取り組む仕組みがだんだんと整ってまいりました。

第三次の仕組みづくり、これは漠然としてちょっとわかりにくいわけですが、まちづくりとしては、町としてはですね、まちづくりじゃない、町としては仕組みづくりをどのようにとらえているのか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この計画の第二次計画で、実を結んでおりまして、実を結んだ5地区の拠点を中心とした活動が活発になる中で、一方でですね社会全体の課題に目を向けますと、孤独死が社会問題化をしたり、それから少子高齢化が急速に進むなど、地域のつながりの希薄化が叫ばれるようになっておりました。このため、第三次計画においては支え合いの仕組みづくりというものを目指して、地域の支え合い、助け合いの維持、再生を推進し、住民一人一人が主役となるまちづくりに取り組んでおります。以上です。

10番（森正彦君）

はい。支え合う仕組みづくりを進めていきたいということでございます。

実際に、やはりその組織ができて、拠点ができて、それで活動していく中で、知らず知らずに住民の支えあう形もでき上がってきておるし、町のほうのやっておる百歳体操なんかでもこれは、情報はそこからいろんな情報が地域で、あるいは地域というか集落で、そして地域へもつながっていく。そして、その情報の中で支え合いもできていくという形もできておるといふふうに思っておるわけでございます。その支えあう仕組みづくり、支え合うっていうのは、住民力ですのでこれ非常に大事なことだと思っておるところでございます。

佐川町の地域福祉はかなり、充実をしてきていると感じています。その中で、次の四次の計画を策定することになりますが、現状での地域福祉の課題をどのようにとらえられているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この佐川町の地域福祉の課題ということでございますけれども、いろいろな課題があるとは思いますが、私なりのですね課題ということをお話をさせていただきますと、この第一次計画から第三次計画までおおむねに順調に成果を上げてきたというふうに先ほど申し上げましたけれども、今の佐川町の地域福祉の現状を踏まえて、この第四次計画における課題というものは、次の10年に持続可能な佐川町の地域福祉の形というものを作ることだというふうに考えております。

そのためには、例えば、イベントや交流お祭り、そういったもの

に若い世代がたくさん参加したくなるような仕掛けを考えると、あったか世代が、地域福祉に関わるきっかけを作っていくということが大切ではないかというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。次の 10 年の形をつくるということでございます。で、第五次、おそらくこれから 4 月以降、計画を作るための計画策定の作業が始まるわけですが、その方法とスケジュールはどのように考えているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この計画を進捗管理をしておりますみんなで福祉のまちづくり委員会がございまして、その会長会が今月下旬に開催予定でありますので、そこで具体的な策定方法とスケジュールが協議されるというふうに思っております。

現時点では、5 つの地区計画、地区計画がございまして、これごとに、三次計画の振り返りと、第四次計画の策定を行うということ。それから社会福祉協議会と役場の健康福祉課を中心とした、課局が事務局として、全体計画の取りまとめを行うこと。それから策定の方法としては、多くの住民の方に参画をしてもらいたいと思いますので、ワークショップといった手法を取り入れること。そして令和 5 年度の中の策定スケジュールに関しては、先ほど申しました、会長会を含めて、これから決めていくということになっております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。みんなで福祉のまちづくりで話し合っていくということでございます。

みんなの福祉まちづくり、この地域福祉の計画についてはですね、健康福祉課だけでなく、他の部署も大変関係をしてきますので、必要であるときはですね、その会への出席を是非ともよろしく願いたいと思います。一緒になって、いい計画を作っていきたいと、いくべきであるというふうに思っておりますのでよろしく願いたいと思います。

この充実してきている佐川町の地域福祉ですが、さらにきめ細かく地域の隅々まで行き渡ることが必要であると思います。先日、私の近所のひとり暮らしの女性が自宅で倒れていて、救急車で運ばれました。発見したのはあったかの職員でした。で、発見の経緯はあ

ったかへ倒れた女性の友人が、あったかふれあいセンターへですね、その倒れた女性の友人が、電話をしても出ないので、見に行っちゃってくれんという連絡があって、行ったところ、部屋で倒れていたようです。どうも、前日の夜から倒れていたようであります。意識はありましたが、手足が動かすことができない状態で、一晩おったと。現在は病院で手当を受けております。

このことは、地域のきずながうまく機能した例であると思います。このように地域福祉は地域全体で人々が有機的につながり、支え合い、問題があればあったかいや社協行政につないで速やかに対応していく。このようになれば、安心して暮らせる地域ができ上がっていくと思われまます。で、次の四次計画、今までの計画の成果を検証し、課題の確認をして、地域とともに実行可能な計画を策定していかなければならないと思います。

最後に、町長に、今までのやりとりの中でですね、地域福祉の現状をどのようにとらえているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

町長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐川町の地域福祉につきまして現状につきましては、森議員も御存知の通り、5地区におきましてそれぞれの地域において、あったかふれあいセンターを中心に、支え合いの取り組みが進んでいるところでございます。また充実していくと実感もしております。

その一方で、先ほど森議員が紹介されました事例は、今後の地域福祉の課題も浮き彫りにしていると感じております。ますます少子化、高齢化そして過疎化が進む時代に、関係者が連携してさらに地域福祉を前進させ、誰もが安心して佐川町で生活できるように、住民の皆様とも一緒になって取り組み、行政としてもさらに努力してまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしく願ひいたします。

10番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。大変心強い答弁ありがとうございます。このみんなで福祉の関係の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

次に佐川町の観光について質問します。

牧野博士をモデルとした、モデルとしたNHKの朝ドラの放映もあと1カ月を切りました。地元佐川町でも、県全体でもワクワク感

が日増しに増大しています。既に牧野博士のゆかりの町や花を見たいと、訪れる人が例年の、数倍にも及んでいるようでございます。朝ドラが始まればさらに多くの人々が来てくれることと思えます。町の観光振興には、願ってもないチャンスであります。このチャンスを町の経済にどう生かしていくのか、町の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

それでは森議員のご質問にお答えさせていただきます。連続テレビ小説らんまんの効果によります、観光客の増加につきましては大いに見込まれるところでありますが、現在、佐川町におきましてそのお金の落ちる仕組みと申しますか、そういったものが十分に整っているというふうには言えない状況ではないかというふうに認識をしております。

7月にオープンを予定しております道の駅に大きな期待がかかる場所ですので、オープンまでの間、上町周辺の施設におきましても、道の駅オープンを周知する取り組みを、担当する方の連携して進めていきたいというふうに思っております。

また本年度から実施をしております、牧野富太郎博士顕彰事業などにおきまして、事業者や団体等が実施いたします、観光振興や産業振興につながる事業に事業に対しまして、支援をしてまいりました。この補助事業を活用しまして土産物などの商品開発を行うなど、そういった事業者のほうも出てきておりますので、観光客を含め多くの方にこうした品を買っていただけるよう、販売方法等につきましても、事業者の方とも協議を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。観光客にお金を使ってもらう。何に使うか。食べること、お土産、そして宿泊、この3つではないかと思われませんが、その中でも、一番は食べることであると思えます。佐川町には有名な大正軒があります。また7月にオープンする西村商店も人気のあるお店であります。

しかしこの2つでは、賄い切れない多様なニーズもあると思えます。私はび人連がやっているとみたろう弁当、これは素晴らしいものだと思っています。この弁当を需要に合わせて提供できるようにすべきだと思えます。現在の体制では、継続的な需要にこたえるこ

とはできないと思います。既存の業者の力を生かして、提供できる仕組みづくりを作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

森議員の御質問にお答えいたします。とみたろう弁当につきましては、10年ほど前にび人連の活動の中で開発されたと伺っております。

とみたろう弁当は博士の好物であったとされる牛肉やトマト、季節の旬の野菜食材などがふんだんに使われており、弁当の容器掛けに至るまで、食べる人へのおもてなしが詰まったものです。そのとみたろう弁当が当時び人連で活動されていた地元の有志の方々のご協力により、令和4年10月15日に開催されました牧野富太郎生誕160年記念イベント、T o m m i t で限定復活いたしました。

このとみたろう弁当は新聞をはじめ、各メディアにも取り上げられ、とみたろう弁当の継続的な販売を切望する町内外の皆様のお声を伺っておりますが、作る側の高齢化や人手不足により、継続的な製造販売は難しい状況であります。4月から放送が開始されます連続テレビ小説らんまんの効果により、多くの観光客が佐川町を訪れ、上町地区だけでなく、町周辺部への経済効果の波及が期待されております。

町内には、森議員から、名前の挙がったお店以外にも、飲食店、喫茶店、居酒屋、スイーツ販売店といった観光客の皆様などに満足いただける食事や軽食を提供できるお店が多くございます。まずはそういうお店を知っていただき、利用していただくための情報発信に注力をしていきたいと考えております。

10番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。食事の提供は、経済面でのプラスもありますが、おもてなしの面も看過することはできません。

牧野の育った町を見た、ゆかりの花や草を見た、牧野さんが好きだったものを、育った町で食べた、こういったことで、非常に満足してくれるのではないかと思います。しかし佐川で食べたかったけれども、満席で食べられなかった、にならないようにしなければいけないと思います。町のゆかりの食の提供は、今からで十分間に合いますので、今すぐ行動に移すべきであります。

町長こういった食の提供に関しては、いかがでしょうか。

町長（片岡雄司君）

お答えをさせていただきます。現在、町では令和3年4月に発行しました町内の飲食店を紹介する冊子、佐川おいしいものガイドのデジタル化に取り組んでおります。

町内の飲食店の情報をデジタル化することによりまして、スマートフォンなどでのお店の情報を確認できるとともに、お店までの順路案内も可能となります。このシステムの導入によりまして、土地勘がない観光客におきましても、町内の飲食店の情報を知らせることができ、町内各所への誘客が図られるものと考えております。

また町内の飲食店におかれましては、今春NHKの朝ドラらんまんの放映開始が一つのビジネスチャンスであると考えていただきまして、佐川町へ来ていただいた観光客の皆様、再度佐川町を訪れていただけるよう、町内、飲食店の皆様にはメニュー開発を初め、受け入れ体制を整えていきたいと思っております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。町内には優秀な業者もおいでると、おいしいものもあるということで、その人たちにも、そこへも足を運んでいただきたいということであると思いますが、最後に言われましたメニュー開発、これが大事ではないかと思えます。やっぱり今のままで、今までの食事を出すのでは、やっぱり観光客が足を運んでくれりゃ、ことにはなりにくいと。やっぱりちょっと訴えるものがないといけないと、いうふうに思います。

私は、既存業者にちょっと工夫をしていただいたら面白いんじゃないかと。嶺北のさめうら荘が牧野さんの御膳を出したということが新聞載っておりました。ああいうふうになれば、いや、行ってみたいな、どんなんじゃろうという気になるかと思えます。

まあ佐川の業者に、人にもですね、ちょっと工夫をしていただいでですね、お弁当にするのか御膳にするのか、それはお店の方が考えた方がいいかと思えますが、食事の面をですね、例えば、バイカオウレンとか、ワカキノサクラ、サカワサイシンとかいうて店ごとに特色を出して、さっき言われた牧野先生の好きだったもの、それから季節の野菜、佐川らしさを出していったらですね、お店へもお金が落ちる、落ちるといふ経済効果とともにですね、佐川のおもてなしにもつながると思えます。

町民の力はあるはずですので、あるはずですので、その一歩は、ちょっと行政がコーディネートしてあげたらいいんじゃないかと思

うわけでございます。ございます。割と佐川の業者はもうこれでええとか、ようせんとかみたいな感じもあるようですが、今言ったようなことであれば、今までのやり方でちょっと工夫すればだけで、訴えることができると思いますので、今すぐ、そういった町がちょっとそういうアドバイス、コーディネートをすとかいうことが必要だと思いますが、産業振興課長いかがでしょうか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。御質問いただいたとみたろう弁当や牧野博士にちなんだ食事の提供への取り組みについてですが、まずは、び人連の方や、今年度、とみたろう弁当を作ってくださった地元有志の皆様にとみたろう弁当への思いをお伺いし、継続的な製造販売について、仕組みづくりとあわせてご相談をさせていただきたいと考えております。

その上で、行政がお手伝いをさせていただけるところは、お手伝いをさせていただき、地域の力を生かし、観光客をはじめ、地域内外の皆様喜んでいただけるように努めていきたいと思っております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。先ほど、仕組みづくりということが言われましたが、その仕組みを作らないと継続ができない。とみたろう弁当もですね、その仕組みができてなかったら、そこから、その継続できない。それから臨機応変の対応ができないということであったわけです。その仕組みづくりっていうのは非常に大事で、それがないと継続できませんので、そのあたりを念頭に置いて、頑張りたいと思います。

で、今、食のことでしたが、経済効果で、あと、お土産と宿泊があります。この2つについてどうお考えでしょうか。

答弁をお願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。土産物に関しましては先ほども御説明させていただきましたように、牧野富太郎博士顕彰事業、それから今回ですね佐川町のほうでも作りましたキービジュアル、こういったものを活用しましての商品開発など、少しずつであります。牧野博士に関連した商品のほうも出てきております。また県内の事業者等におきましても、牧野博士に関連した商品が少しずつ増えてき

ている現状でございます。こうした事業者などとも連携しまして観光協会や、道の駅などでも販売していくことを、これから協議を進めていきたいというふうに考えております。

次に宿泊についてですが、現在、佐川町内では、旅館、あとビジネスホテル、この数が3軒、約50人の受け入れが可能な状況というふうになっております。佐川町内だけでは決して十分とは言えないところでございますので、佐川町内で宿泊できない観光客の方でも、佐川町や牧野博士にゆかりのある地を周遊し、楽しんでいただけるよう、仁淀川流域の自治体や、高知市とも連携を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。お土産については、ご答弁のように取り組んでいるようですし、宿泊についても答弁のような状態であると思います。この2点については、私自身十分な調査もできてなく、知識も足りないと思って、おりますので、皆さんの御努力に期待すると、いうのがせいぜいの状況であります。

らんまん効果で多くの観光客が訪れてくれると思われませんが、その後、このブームを一過性に終わらせないようにするにはどうしたらいいのか、どのように考えているのでしょうか、お伺いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。お答えいたします。らんまんの効果によりまして牧野公園を牧野公園を中心に、上町周辺など佐川町への観光客増加が大いに期待されるところであります。

本年度におきましては高知県の補助事業も活用いたしまして牧野公園周辺などでガイド案内によります、草花を楽しみながら散策する草花ガイドの養成を行いまして、牧野公園では3コースを設定、今現在しております。そして2月からガイドの運営のほうも開始をしております。

牧野公園につきましては季節ごとの草花を楽しむことが現在できるようになっておりますので、こうした面をしっかりとPRしながら、継続して来園していただける、お客様を増やしていきたいというふうに考えております。

牧野公園につきましては第五次佐川町総合計画での位置付けにもありますまちなごと植物園構想の核となる場所でもありまして、現在はなもりC-L-O-V-Eなどボランティアの皆様、皆様がこれ

までの取り組み、こうしたものをしっかりと行ってきていただいたからこそ、多くの方が楽しんでもらっているように、なっていると、いうふうに認識をしております。

今後におきましても、牧野公園に関わっていただいている方が、草花を育てることを楽しんでいただけるよう、この取り組みを継続し、推進してまいりたいというふうに考えております。

また、1月下旬からは加茂地区でのバイカオウレンまつりにおきましても、加茂の里づくり会のメンバーが、ガイド案内をするなど、約1カ月で3,200人を超える方が訪れ、多くの方に牧野博士がこよなく愛しましたバイカオウレンのほうを楽しんでいただくことができました。

このほか本年度におきましては、牧野博士を顕彰し、博士にゆかりのある草花を楽しむことができる道を整備し、聖地を歩く道として活用、管理をする団体も結成されまして、町といたしましても大変心強く感じております。こうした取り組みを継続していくことができるよう、支援のほうも十分してまいりたいというふうに考えております。

こうした牧野博士を顕彰する多くの町民の皆様の取り組みのこうしたお力もお借りしながら、牧野公園を含む上町周辺や、町内各地の見どころ、またオープンを控えます道の駅など、周遊して楽しんでいただけるような取り組みを推進していくことで、継続性のある観光行政のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。加茂のバイカオウレン3,200人。びっくりしました。すごいですね。やっぱりすごい、佐川町にとっては貴重な財産であるということを改めて認識したわけでございます。そういった町内にある、そういう観光資源、それから一般的には、上町、牧野公園、道の駅、おもちゃ美術館、食の提供、こういったアイテムがかなりそろっています。これらをブラッシュアップしていくのが常道であると思います。私はそれを誰がどのような形で計画し推進していくか大事だと思いますがその点はいかがでしょう。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。町といたしましてはそれぞれの分野におきまして主管課が主に事業を推進していくこととなりますが、連携をし

っかりと図っていくことが重要となりますので、まちづくり全体と
いうことを考える視点、観点からでは、まちづくり推進課が中心と
なりまして、町民の皆様や、皆様の御意見や事業に関わります皆様
とも連携し、それぞれの事業を推進してまいりたいというふうに考
えております。以上です。

10 番（森正彦君）

先ほど加茂のバイカオウレンの話をしました。町内の周辺部には
他にも魅力ある観光資源があると思いますが、そのあたりはどの
ように考えているのでしょうか。

お答えください。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。それぞれの地域に魅力のあります観光資源、
それぞれがございます。これは地域の皆様が自分たちの地域の誇り
として、これまで管理やその資源の、資源を活用しまして、イベン
トなどを開催するなど、守り続けてきたこそだというふうに感じて
おります。

地域によりましてはこうした歴史を守っていく担い手が不足して
いるところもございますので、町といたしましてはそれぞれの地域
とも連携し、必要な支援を行うとともに、魅力のある観光資源の方
を守っていきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。町内の周辺部にも魅力的な観光資
源があるわけでありまして、で、課長も言われてましたが、それぞれ
地元の方々が頑張ってくれていて今があると思います。本当に町民
の底力です。

私は、観光の経済効果を先にお聞きしましたが、わが町の観光は
ですね、佐川に来てもらい、佐川を知ってもらい、いいまちですね
と言ってもらう。褒めてもらう。そのことによる町民の、満足感や、
町を誇りに思うことが大きな効果だと思っています。観光、お金だ
けじゃないよと。どっちか言うとそちらのほうが、我々にとっては
大事だよというふうに思っておるわけでございます。そうやって住
む人が、いい地域づくり、いいまちができていく、住む人が誇りを
持って暮らしている、誇りを持って暮らすこと、これが本当に一番
だと思っています。このことが、定住や移住にもつながると思
います。周辺部の魅力は地域の住民のパワーですが、これが自然発生

的に生まれている、生まれてきているといういい状態であると思います。これは本当にみんなで作ってきたということだと思います。

住民活動で、町全体が魅力的な町になりそうです。牧野公園への魅力的な町になりそうです。その魅力的な町の中です、牧野公園へのウォーキングをしている人もおります。ラジオ体操もしています。また牧野さんの歩いた道を歩く、季節ごとに、バイクオウレンやフクリンササユリを見に行く、こういったことが健康増進にも役立ちます。観光が、町民の生きがいや、健康増進、そして、それがまちなまごとと植物園の魅力ある美しいまちづくりができていく、こんなことになるとと思います。お金だけじゃないというところをしっかりと捉えていきたい、いただきたいと思います。

最後に町長の今後の思いをお聞かせしたいと思いますよろしくお願ひします。

町長（片岡雄司君）

森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

佐川町の観光につきましては、牧野公園や歴史的建造物の町並みが楽しめる上町周辺に加えまして、それぞれの地域での伝統芸能など多岐にわたるところですが、すべてにおいて町民の皆様にご誇りを持って関わっていただいていた歴史があつて、あつてこそだと思つております。今後におきましても、観光資源を守り、磨き上げていくという、地域の皆様と連携をし、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

らんまんが終了で終わりではなく、継続して佐川町の魅力を発信し、佐川町出身の多くの方々が、ふるさと佐川にご誇りを持って、誇りに思い、自慢できるまち、そして住んでよかつたと思つていただけるまちとなるよう、職員と一緒になつて頑張つてまいります。

また、道の駅のオープンも近づいておりますので、これを機に、産業振興・観光振興につながる取り組みをあわせて推進してまいりたいと考えておりますので、森議員を初め議員の皆様には、今後とも一緒になつて佐川町を盛り上げていただきたいと思つたしますので、御提案、御指導、御協力をよろしくお願ひをいたします。

10番（森正彦君）

はい。ありがとうございます。

これで、この議会の、私の質問を終わらせていただきます。丁寧なご答弁、ありがとうございます。

議長（西森勝仁君）

以上で、10番、森正彦君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議を7日の午前9時とします。

本日はこれで延会します。

延会　午後3時50分